

# 履修要項

2026年度入学者用

## 薬学部

JUNTENDO UNIVERSITY



# 目次

1. 大学からの各種連絡について	2
1.1. JUNTENDO PASSPORT（通称J-PASS）について	2
1.2. 事務室窓口業務時間	2
2. カリキュラム	4
2.1. 卒業所要単位	4
2.2. 教育課程	5
2.3. 薬学部カリキュラムマップ	8
2.4. カリキュラムツリー	14
3. 授業	18
3.1. 授業の開講形態	18
3.2. 開講期間	18
3.3. 授業時間	19
3.4. 出席確認及び授業評価	19
3.4.1. 出席の不正行為	19
3.5. 欠席	19
3.5.1. 欠席届の提出について	19
3.6. 休講・補講	20
3.7. 天候不良・災害・事故等による交通機関不通時の休講	20
4. 履修	22
4.1. 単位の考え方	22
4.1.1. 単位制とは	22
4.1.2. 単位とは	22
4.1.3. 授業時間と単位	22
4.2. 単位認定の条件	22
4.3. CAP制（年間受講登録制限単位数）	23
4.3.1. CAP制とは	23
4.3.2. 上限単位数	23
4.4. 履修登録	23
4.4.1. 履修登録・年間の流れ	23
4.4.2. 履修登録の方法（学修計画の立て方）	24
4.4.3. クラス指定のある科目の履修登録	25
4.5. 履修中止申請	25
4.5.1. 申請手続きおよび提出期間	25
4.5.2. 注意点	25
4.6. 再履修	25
5. 試験	28
5.1. 試験の種類と実施時期	28
5.2. 受験資格	28

5.3.	授業内試験	28
5.4.	レポート試験	28
5.5.	定期試験	28
5.5.1.	試験場について	28
5.5.2.	学生証について	28
5.5.3.	試験場での心得について	29
5.5.4.	遅刻・退出について	29
5.5.5.	無効答案について	29
5.6.	追試験	29
5.6.1.	追試験の欠席	29
5.6.2.	追試験の対象となる学年、科目及び評価方法	29
5.7.	再試験	30
5.7.1.	再試験の欠席	30
5.7.2.	再試験の対象となる学年、科目及び評価方法	30
5.8.	試験中の不正行為に対する処置	30
6.	成績	32
6.1.	成績評価	32
6.2.	GPA	32
6.2.1.	GPAとは	32
6.2.2.	GPA算出式	32
6.2.3.	GPAの目的	32
6.2.4.	GPAの利用	33
6.2.5.	GPAにおける履修放棄科目の扱い	33
6.3.	成績発表	33
6.4.	成績評価の確認及び異議申し立て	33
6.4.1.	成績評価の確認について	33
6.4.2.	成績評価の異議申し立てについて	33
6.4.3.	異議申し立ての考え方	33
7.	卒業	36
7.1.	卒業の認定	36
7.2.	卒業見込み	36
8.	学籍	38
8.1.	学籍上の氏名と住所等	38
8.1.1.	学籍について	38
8.1.2.	学籍上の氏名	38
8.1.3.	住所等の変更手続き	38
8.2.	学生証（ネームプレート）	38
8.2.1.	学生証について	38
8.2.2.	学生証の再発行	38
8.2.3.	学部学科の番号	38
8.3.	在学年数	39
8.4.	二重学籍の禁止	39
8.5.	休学	39

8.5.1. 休学の制度	39
8.5.2. 休学の手続	39
8.6. 復学	39
8.7. 除籍	39
8.8. 退学、再入学	39
8.9. 休学・退学を申請する前に	39
9. 順天堂大学学則・薬学部規程	42
9.1. 順天堂大学学則（抜粋）	42
9.2. 順天堂大学薬学部規程	48
10. 順天堂大学浦安日の出キャンパス	52
10.1. キャンパスマップ	52
10.2. 施設図	53



# 1

## 大学からの各種連絡について

- 1.1. JUNTENDO PASSPORT（通称J-PASS）について
- 1.2. 事務室窓口業務時間

## 1. 大学からの各種連絡について

### 1.1. JUNTENDO PASSPORT (通称J-PASS) について

J-PASSは学生生活をサポートするための統合ポータルサイトです。大学からのお知らせを通知する掲示板や、履修登録、課題・アンケートの提出、住所変更申請、シラバス（各授業の内容や実施計画を示したもの、講義概要、教育要項）、成績照会など、学生生活に関わる様々な手続きや情報を確認することができます。

休講などの情報が掲示板に掲出されると、連動したメールが各自で設定したアドレス宛に送信されます。スマートフォンやPCなど、自身が常時確認できる端末で情報をチェックできるように、J-PASS上で転送先メールアドレスを設定しておきましょう。（詳細はJUNTENDOPASSPORT学生用利用ガイドを確認してください）

但し、連動メールは1日3回（8：00、12：30、19：30）の定時配信での送信が基本となりますので、実際にJ-PASSに掲出されてからメールが送信されるまでに時差がある場合があります。また、連動メールの設定がない掲示もありますので、少なくとも1日1回は自分でJ-PASSにログインして、掲出されている情報を確認してください。

J-PASSに掲出された情報については、皆さんはその都度確認されているものとして扱います。J-PASSを見ていなかったために試験やガイダンスの日程を間違えることや、課題の提出期限が過ぎていたということがあっても、救済措置はありませんので、十分注意してください。

J-PASSの利用にはID・パスワードが必要です。入学時に発行されたID・パスワードは6年間利用するものですので、大切に保管してください。失念・紛失の場合は再発行の申請が必要になりますが、申請から発行までには2週間ほどかかります。その間、J-PASSへのログインができなくなりますので、十分注意してください。

### 1.2. 事務室窓口業務時間

事務室窓口の業務時間、休業日及び連絡先は、以下のとおりです。

#### ▼受付時間

平日： 9時00分～17時00分

#### ▼休業日

土曜・日曜・祝祭日・年末年始休業期間・創立記念日（5月15日）

#### ▼連絡先

電話番号：047-354-3311（代表）

e-mail：pharmacy@juntendo.ac.jp

問い合わせはメールにてお願いします。履修登録期間等の繁忙期、及び問合せの内容等によっては、翌日以降の返信となることもあります。15：00以降に受信したものについては、時期・内容に関わらず翌日以降の返信となります。

# 2

## カリキュラム

- 2.1. 卒業所要単位
- 2.2. 教育課程
- 2.3. 薬学部カリキュラムマップ
- 2.4. カリキュラムツリー

2. カリキュラム

2.1. 卒業所要単位

卒業に必要な単位数は193単位であり、科目群において下表の単位数を満たす必要があります。

科目群		所要単位数	単位数の内訳
薬学基礎教育科目	薬事教養系	12	必修6単位に加え、「社会学」「心理学」「人間関係論（コミュニケーション論）」「法と社会（日本国憲法）」「有用天然資源の歴史と応用」「現代社会と経済」「生命倫理」「社会保障社会福祉論」「スポーツと心理」「ロジカルライティング」「臨床生理学」「統合医療」「リハビリテーション論」から6単位以上修得すること。
	データサイエンス系	5	必修5単位修得すること。
	言語とスポーツ系	9	必修5単位に加え、「医療・薬学英语Ⅰ」「医療・薬学英语Ⅱ」「ファーマシストのための実践英会話」「中国語Ⅰ」「中国語Ⅱ」「フランス語Ⅰ」「フランス語Ⅱ」「スポーツ健康運動方法論」から4単位以上修得すること。
薬学専門教育科目	薬学と社会	9	必修9単位修得すること。
	物理系薬学	15	必修15単位修得すること。
	化学系薬学	15	必修15単位修得すること。
	生物学系薬学	23	必修23単位修得すること。
	医療薬学	35	必修35単位修得すること。
	薬学演習	8※	「薬学演習」科目群から必修8単位修得すること。 「アドバンスト・コース」科目群から必修4単位修得すること。 ※それに加え、以下の中から計6.5単位修得すること。 ◆「薬学演習」科目群 「基幹薬学演習」 ◆「アドバンスト・コース」科目群 「アドバンスト実務実習（病院）」「アドバンスト実務実習（薬局）」「海外実務研修」「海外応用研修」「専門薬剤師特論Ⅰ（がん）」「専門薬剤師特論Ⅱ（感染症）」「専門薬剤師特論Ⅲ（循環器疾患）」「専門薬剤師特論Ⅳ（臨床推論）」「救命救急・災害医療」「医療現場におけるヒューマニズム」「健康食品学概論」「医療通訳英会話」「医薬品等に関わる規制調和と国際標準」「食品栄養学」
	アドバンスト・コース	4※	
	薬学実習	11.5	必修11.5単位修得すること。
	実務実習	32	必修32単位修得すること。
	特別実習	8	必修8単位修得すること。
合計	193		

## 2. カリキュラム

### 2.2. 教育課程 (別表9)

教育課程等の概要									
(薬学部薬学科) 2026年度生									
科目区分	授業科目の名称	配当年次	単位数			授業形態			
			必修	選択	自由	講義	演習	実験実習	
薬学基礎教育科目	薬事教養系	薬学人としての教養入門	1前	2			○		
		社会学	1前		2		○		
		心理学	1前		2		○		
		人間関係論 (コミュニケーション論)	1後		2		○		
		法と社会 (日本国憲法)	1前		2		○		
		有用天然資源の歴史と応用	1後		2		○		
		現代社会と経済	2前		2		○		
		臨床心理学	2前	2			○		
		生命倫理	2後		1		○		
		社会保障社会福祉論	2後		2		○		
		スポーツと心理	2後		2		○		
		ロジカルライティング	3前		1		○		
		臨床生理学	3前		2		○		
		臨床研究 (治験) 総論	3後	2			○		
		統合医療	4前		2		○		
		リハビリテーション論	4前		2		○		
	データサイエンス系	薬学数学	1前	1				○	
		統計学	1後	2			○		
		データサイエンス基礎	2前	1			○		
		データサイエンス演習	2後	1				○	
	言語とスポーツ系	英語コミュニケーション I A	1前	1				○	
		英語コミュニケーション I B	1前	1				○	
		英語コミュニケーション II A	1後	1				○	
		英語コミュニケーション II B	1後	1				○	
		医療・薬学英語 I	2前		1			○	
		医療・薬学英語 II	3前		1			○	
		ファーマシストのための実践英会話	4前		1			○	
		中国語 I	2前		2		○		
		中国語 II	2後		2		○		
		フランス語 I	2前		2		○		
		フランス語 II	2後		2		○		
		スポーツ理論・実技	1前	1				○	
	スポーツ健康運動方法論	1後		1			○		
小計 (33科目)		-	16	36			-		
薬学専門教育科目	薬学と社会	医療における薬学	1前	1			○		
		医療ボランティア実践	1後	1			○		
		医療コミュニケーション	3前	1			○		
		レギュラトリーサイエンスに基づく医薬品開発	3前	1			○		
		薬事関連法規	3後	2			○		
		医療倫理学	4前	2			○		
		医療関連制度	4前	1			○		
		薬学物理学	1前	1			○		
	物理系薬学	薬品物理化学 I	1後	2			○		
		薬品物理化学 II	2前	2			○		
		薬品分析化学 I	1後	2			○		
		薬品分析化学 II	2前	2			○		
		生物物理学の基礎と応用	2後	1			○		
		薬剤学 I	3前	2			○		
		薬剤学 II	3後	2			○		
		臨床統計学	4前	1			○		

薬学専門教育科目	化学系薬学	基礎化学	1 前	1				○	
		有機化学Ⅰ	1 後	2			○		
		有機化学Ⅱ	2 前	2			○		
		有機化学Ⅲ	2 後	2			○		
		天然資源学Ⅰ	2 前	2			○		
		天然資源学Ⅱ	2 後	2			○		
		生物有機化学Ⅰ	1 前	1			○		
		生物有機化学Ⅱ	3 前	1			○		
		医薬品化学	3 後	2			○		
	生物系薬学	薬学で学ぶ生物学	1 前	2			○		
		生化学Ⅰ	1 前	2			○		
		生化学Ⅱ	1 後	2			○		
		生理解剖学Ⅰ	1 前	2			○		
		生理解剖学Ⅱ	1 後	2			○		
		細胞生物学	2 前	2			○		
		微生物学	2 後	1			○		
		分子生物学	2 後	2			○		
		免疫学	3 前	2			○		
		衛生化学Ⅰ	2 後	2			○		
		衛生化学Ⅱ	3 前	2			○		
		公衆衛生学	3 後	2			○		
	医療薬学	薬理学Ⅰ	1 後	2			○		
		薬理学Ⅱ	2 前	2			○		
		薬理学Ⅲ	2 後	2			○		
		病理学	2 前	1			○		
		病態解析学	2 前	2			○		
		臨床検査学	2 後	2			○		
		薬物治療学Ⅰ	2 後	2			○		
		薬物治療学Ⅱ	3 前	2			○		
		薬物治療学Ⅲ	3 前	2			○		
		薬物治療学Ⅳ	3 後	2			○		
		薬物治療学Ⅴ	3 前	2			○		
		薬物治療学Ⅵ	4 前	2			○		
		臨床薬物動態学	3 前	2			○		
		病態評価学	3 後	2			○		
		セルフレディケーション実践	4 前	1			○		
		医薬品情報学	4 前	2			○		
		医薬品安全性学	4 前	2			○		
		地域医療薬学	4 前	1			○		
	臨床漢方治療学	4 前	1			○			
	臨床栄養学	4 前	1			○			
	薬学演習	基幹薬学演習	1 前		1			○	
		総合薬学演習Ⅰ	4 後	2				○	
		総合薬学演習Ⅱ	6 後	6				○	
	薬学実習	研究入門	1 前	0.5				○	
薬学基礎実習		1 後	1					○	
化学系実習Ⅰ		2 前	1					○	
化学系実習Ⅱ		2 前	0.5					○	
化学系実習Ⅲ		2 後	0.5					○	
生物系実習Ⅰ		2 前	0.5					○	
生物系実習Ⅱ		2 後	1					○	
生物系実習Ⅲ		3 前	1					○	
生物系実習Ⅳ		3 前	2					○	
生物系実習Ⅴ		3 後	1					○	
生物系実習Ⅵ		3 後	1					○	
物理系実習Ⅰ		2 前	0.5					○	
物理系実習Ⅱ		3 前	1					○	

## 2. カリキュラム

薬学専門教育科目	アドバンスト・コース	高齢者薬物治療学（老年医学）	5・6通	1			○	
		救急・集中治療・周術期薬物治療	5・6通	1			○	
		周産期・小児薬物治療	5・6通	1			○	
		精神神経系薬物治療	5・6通	1			○	
		アドバンスト実務実習(病院)	5・6通		3～6			○
		アドバンスト実務実習(薬局)	5・6通		3			○
		海外実務研修	5・6通		3			○
		海外応用研修	5・6通		3			○
		専門薬剤師特論Ⅰ	5・6通		0.5		○	
		専門薬剤師特論Ⅱ	5・6通		0.5		○	
		専門薬剤師特論Ⅲ	5・6通		0.5		○	
		専門薬剤師特論Ⅳ	5・6通		0.5		○	
		救命救急・災害医療	5・6通		0.5		○	
		医療現場におけるヒューマニズム	5・6通		0.5		○	
		健康食品学概論	5・6通		0.5		○	
		医療通訳英会話	5・6通		0.5		○	
		医薬品等に関わる規制調和と国際標準	5・6通		0.5		○	
		食品栄養学	5・6通		0.5		○	
		実務実習	医療プロフェッショナルリズム入門Ⅰ	1通	1			○
	医療プロフェッショナルリズム入門Ⅱ		2通	1			○	
	病院・薬局実習事前学習		4通	8				○
	チーム医療Ⅰ		3通	1			○	
	チーム医療Ⅱ		4通	1			○	
	病院・薬局実務実習		5通	20				○
	特別番	医療薬学基礎研究	3後・4通	4				○
		医療薬学実践研究	5・6通	4				○
		小計（99科目）	—	160.5	18～21		—	
合計（132科目）		—	176.5	54～57		—		
学位又は称号	学士（薬学）	学位又は学科の分野			薬学関係			
卒業要件及び履修方法				授業期間等				
薬学基礎教育科目のうち、 「薬事教養系」は、必修6単位に加え、 選択科目から6単位以上を修得する。 「データサイエンス系」は必修5単位修得する。 「言語とスポーツ系」は必修5単位に加え、 選択科目から4単位以上を修得する。 薬学専門教育科目のうち、 必修科目160.5単位、選択科目から6.5単位を修得する。 合計193単位を修得する。 (履修科目の上限：46単位/年間)				1学年の学期区分	2期			
				1学期の授業期間	15週			
				1時限の授業時間	90分			

2.3. 薬学部カリキュラムマップ

卒業時に身に付ける能力をディプロマポリシーとして5つ掲げています。それらを達成するにあたり、具体的に細分化した11のコンピテンシーを設定するとともに、学年ごとの達成レベルを確認するための年次コンピテンシーを設定しています。

ディプロマ ポリシー		DP 1			DP 2	
		医療人として豊かな人間性と高い責任感と倫理観を持ち、生涯に渡りアクティブに自分の目標に向けた学習をするための不断前進の態度・習慣を身につけ、他を思いやり慈しむ心（学是「仁」）を持った行動ができる。				
カリキュラム ポリシー		高い倫理観、責任感と幅広い視野を備えた見識を持ち、自己研鑽意欲を高め、主体的に学び研究活動ができる能力の獲得へと繋がる教育科目を配置する。			社会を理解しグローバル化に対応した国際感覚や語学力を有する薬剤師を育成するために、全学年を通じて論理的・批判的思考力、コミュニケーション能力、国際性、協調性、自己管理能力を養う教育科目を配置する。	
コンピテンシー		DP 1-C 1	DP 1-C 2	DP 1-C 3	DP 2-C 1	DP 2-C 2
		豊かな人間性をもって他を思いやり慈しむ心（学是「仁」）を持った行動ができる能力	医療人として高い責任感及び倫理観を発揮できる能力	生涯に渡りアクティブに自身の目標に向けて自己研鑽し続ける能力	国際的視野を持って活動できる能力	他者と良好な協力関係を構築できるコミュニケーション能力
年次 コンピ テンシ ー	6年	医療人として、豊かな人間性、高い責任感、倫理観を持ち、対象となる患者に対し、「仁」の精神に基づいて、患者一人ひとりに適切な配慮ができる。	患者の倫理的課題に対し、患者の視点を尊重し、適切な対応策を提案できる。	医療専門職として医療に貢献するため、自己研鑽を続ける自律的な学習ができる。	異なる文化背景を持つ人々と基本的なコミュニケーションを取り、専門的な薬学知識を共有し医療の実践につなげることができる。	薬学研究を通じて、他者と円滑なコミュニケーションを図り、協働的な関係を構築する行動がとれる。
	5年	他の医療従事者と、各職種的重要性を尊重し、情報共有することができる。	対象となる患者のプライバシーを守り、患者一人ひとりに適した態度と言葉遣いができる。	臨床現場での経験を積む中で、自己の課題を見出し、課題解決に努めることができる。	学んだ薬学知識をもとに、多様な文化環境下で基本的な薬学学生としての活動規範を説明できる。	患者、生活者、医療従事者と円滑なコミュニケーションを図り、信頼関係を構築する行動がとれる。
	4年	人々の社会背景の多様性を理解し、尊重するために、傾聴や共感的態度がとれる。	薬物治療に伴い発生しうる副作用（薬害）に対する薬剤師の倫理的課題を説明できる。	実務実習に備え、薬学の基礎知識を総合的に復習し、自己の課題を洗い出し、自律的に解決することができる。	薬剤師として必要な実践的な英語を用いて、患者対応や医療スタッフとの基本的なコミュニケーションができる。	医療人として法令や規範、倫理等を順守し、安全で質の高い医療を提供する重要性を理解し、臨床薬学の観点から他者と協働的な関係を構築する行動がとれる。
	3年	医療人として豊かな人間性と高い責任感と倫理観を持ち、他者の価値観や信条に対して配慮ができる。	社会の変化及び科学の進歩によって生じる薬剤師としての倫理的課題を説明できる。	学修の中で問題を提起し、その問題を解決する方策を考案することができる。	薬学関連の英語用語を学び、一般的な薬学トピックについてディスカッションやプレゼンテーションができる。	チーム医療における薬剤師の役割や、患者の価値観・人間性に配慮したコミュニケーションの重要性を理解し、他者と協働的な関係を構築する行動がとれる。
	2年	「仁」の精神が意味する行動規範に基づき、他者に配慮した言葉使い、態度、服装を含めた対応ができる。	医療の実践に関わる倫理の原則とその責務について説明できる。	医療専門職としての責務を果たす上で必要な情報の収集・解析方法を説明できる。	多様な文化に興味を持ち、言語の違いを含め、他者の価値観を尊重することができる。	臨床心理学の知見を理解し、基礎薬学の内容について積極的に他者と意見交換し、日本語や外国語で自己の考えを表現できる。
	1年	学是である「仁」について説明できる。「仁」の精神が意味する行動規範を理解できる。	人の尊厳及び権利について説明できる。	医療専門職としての責務の概要を説明できる。大学独自の学習環境になじみ、日々の学習に取り組むことができる。	多様な文化に関心を持ち、薬学における国際的な視点を意識することができる。	医療、健康、福祉など、薬学に関連する教養的な内容について、積極的に他者と意見交換し、日本語や外国語で自己の意見を表現できる。

## 2. カリキュラム

DP 3		DP 4			DP 5
薬学の社会的位置づけを理解し、社会医学、地域包括ケアシステム、プライマリ・ケアを理解したうえで、地域医療と健康・福祉に果たすべき薬学専門職の役割を概説できる。		科学的根拠に基づいた医療・薬学研究および薬剤師としての職能の基盤となる基礎、臨床の薬学的知識・技能を有し、体系的に理解し説明でき、問題解決のために論理的に思考できる。			薬学専門職として、適切に多職種と連携協働することができ、主体的かつ協調性を持って問題解決を図ることができる。
薬学専門職としての視点・視野・価値観を持ち、医療における薬学の社会的責任と要請を理解し、高度化、専門化する医療に対応できる薬剤師を育成するための専門教育科目を系統的かつ累進的に配置する。		薬学研究に必要な知識・技術・技能および思考力を統合させた問題探索・解決能力を養成し、臨床的視点を持った薬学専門職者として創造性を発揮できる能力を育む科目を配置する。			薬学専門職としてチーム医療や地域医療連携、健康・福祉の場において活躍する薬剤師に不可欠な資質が伴ったコミュニケーション能力を修得するために、多職種連携に関わる他学部との合同講義、演習・実習科目を配置する。
DP 3-C 1	DP 3-C 2	DP 4-C 1	DP 4-C 2	DP 4-C 3	DP 5-C 1
薬学及び医学等の関連領域の知識を応用して科学的根拠に基づいた薬物治療を実践できる能力	地域医療及び健康・福祉の向上において薬学専門職としての役割を果たす能力	科学的根拠に基づいた医療・薬学研究および薬剤師としての職能の基盤となる基礎、臨床の薬学的知識を説明できる能力	科学的根拠に基づいた薬剤師としての職能の基盤となる基礎、臨床の薬学的知識・技能に基づいて問題解決のために論理的に思考でき、臨床実践できる能力	科学的根拠に基づいた医療・薬学研究としての基盤となる基礎、臨床の薬学的知識・技能を活用して自ら研究をテーマを立て、論理的に問題解決して研究を遂行できる能力	保健・医療・福祉現場において他職種と連携・協働できる能力
薬学および医学等の関連領域の知識をもとに、最新の科学的根拠に基づいた薬物治療を実践できる。	地域医療および健康・福祉の向上において、薬学専門職としての役割を果たすことができる。	基礎および臨床の薬学的知識と技能を総合し、最新の科学的根拠に基づいた薬物治療を提案・実践できる。	臨床における問題点について、基礎および臨床の薬学的知識・技能をもとに、論理的に思考し、臨床で実践できる。	臨床の場において、各専門領域における診療データおよび治療に関する科学的根拠を理解し、問題点を明確にした上で、適切な研究計画を立て、習得した薬学的知識、技能を活用して研究活動を行うことができる。	保健・医療・福祉現場で多職種と連携・協働し、適切な治療・ケアを提供する臨床能力を実践できる。
臨床の場で、処方箋に記載されている医薬品の適応疾患を説明し、処方薬の使用根拠について服薬指導ができる。	地域医療および健康・福祉の向上において、薬学専門職としての役割を果たすことができる。	病院や薬局などの臨床現場で、処方薬の使用根拠を説明し、適切な服薬指導ができる。	臨床における問題点について、基礎および臨床の薬学的知識・技能をもとに、論理的に思考し、解決策を立案できる。	臨床の場において、各専門領域の診療データおよび治療に関する科学的根拠を理解し、問題点を明確にした上で、適切な研究計画を立て、習得した薬学的知識、技能を活用して研究活動を行うことができる。	臨床現場で多職種連携を体験し、その意義と課題を説明できる。
疾病に対する薬物治療に用いる医薬品の作用を理解し、治療薬の使用根拠についてこれまでの知識を総合して説明できる。	地域医療におけるチーム医療で、保険薬剤師および病院薬剤師の課題を特定し、その解決法を提案できる。地域における疾病予防、健康維持増進、セルフメディケーションにおける薬剤師の役割を説明できる。	各疾患に対する薬物治療について、学んだ知識を総合して、治療根拠を説明できる。	臨床における問題点を解決するために、基礎および臨床の薬学的知識・技能をもとに、論理的に思考できる。	研究室において、主題とする研究テーマの科学的根拠や解決すべき問題を論理的に理解し、適切な研究計画を立て、習得した薬学的知識・技能を活用して研究を遂行できる。	医療関連制度における薬剤師の位置づけを理解し、現場での多職種連携について説明できる。
疾病の病態や病因を理解し、各疾患に対する薬物治療に用いる医薬品の作用を説明できる。	地域医療におけるチーム医療の職種を理解し、薬剤師の役割について説明できる。地域医療における公衆衛生の重要性を説明できる。	学んだ知識を活用して各疾患の病態や成り立ちを理解し、薬物治療に必要な知識を説明できる。学んだ知識を実習と関連付け、生体に薬物を投与した際の反応について説明できる。	基礎および臨床の薬学的知識・技能を体系的に理解し、問題解決のために論理的思考が重要であることを説明できる。	様々な疾患の発症原因およびその治療薬が作用、効果を発揮するメカニズムを説明でき、現状の医療・薬学研究における解決すべき問題を抽出することができる。	多職種連携の必要性と、連携における薬剤師の役割を説明できる。
疾病の病態を理解し、各疾患に対する治療薬の薬理作用を検査値を含めて説明できる。	地域患者の健康維持・増進のために必要な基礎薬学および医療薬学の知識を理解し、これらと臨床薬学との関連性と重要性を説明できる。	薬が生体内で作用する仕組みを、基礎薬学で学んだ知識と連携し、説明できる。基礎薬学で学んだ知識を実習と関連付け、基本的な実験手法を実践できる。	基礎および臨床の薬学的知識を、実習や演習で確認し、問題解決のために薬学的技能が重要であることを説明できる。	科学的根拠に基づく基礎および臨床の薬学的知識を理解し、関連する技能を習得して、それらを体系的に説明することができる。	他の医療職の職能・機能を理解し、多職種連携の必要性を認識できる。臨床現場での多職種連携の実際を説明できる。
人体の構造や生体組織、生体分子の機能について説明できる。薬の体内分布や作用機序の基本的事項を説明できる。	地域が抱える地域住民の健康・福祉の課題を理解し、説明できる。地域での公衆衛生、災害対応への貢献について説明できる。	薬が生体内で作用する仕組みを理解するために必要な、物理、化学、生物などの基礎薬学の知識を説明できる。	臨床における問題とは何かを説明し、問題解決のために基礎および臨床の薬学的知識が重要であることを説明できる。	科学的根拠に基づく基礎および臨床の薬学的知識の重要性を理解し、医療・薬学研究者としての意識を持って思考することができる。	医療における薬剤師の役割と、多職種連携の基本的な概念を理解できる。

		DP 1			DP 2		
ディプロマポリシー		医療人として豊かな人間性と高い責任感と倫理観を持ち、生涯に渡りアクティブに自分の目標に向けた学習をするための不断前進の態度・習慣を身につけ、他を思いやり慈しむ心(学是「仁」)を持った行動ができる。			幅広い教養とグローバル化に対応できる国際感覚を持ち、他者と信頼関係を構築することができる、良好なコミュニケーションがとれる。		
コンピテンシー		DP 1-C 1	DP 1-C 2	DP 1-C 3	DP 2-C 1	DP 2-C 2	
		豊かな人間性をもって他を思いやり慈しむ心(学是「仁」)を持った行動ができる能力	医療人として高い責任感及び倫理観を発揮できる能力	生涯に渡りアクティブに自身の目標に向けて自己研鑽し続ける能力	国際的視野を持って活動できる能力	他者と良好な協力関係を構築できるコミュニケーション能力	
科目分類	系統	授業科目	DP 1-C 1	DP 1-C 2	DP 1-C 3	DP 2-C 1	DP 2-C 2
薬学基礎教育科目	薬事教養系	薬学人としての教養入門	○	○	○	○	○
		社会学		○			○
		心理学	○	○			○
		人間関係論(コミュニケーション論)	○	○	○	○	○
		法と社会(日本国憲法)	○	○			
		有用天然資源の歴史と応用					○
		現代社会と経済		○		○	
		臨床心理学	○	○	○		○
		生命倫理	○	○			
		社会保障社会福祉論		○		○	
		スポーツと心理	○		○		○
		ロジカルライティング					
		臨床生理学					
	臨床研究(治験)総論						
	統合医療		○				
	リハビリテーション論	○					○
	サイエンス系	薬学数学					
		統計学					
		データサイエンス基礎					
		データサイエンス演習					
	言語とスポーツ系	英語コミュニケーションⅠA				○	○
		英語コミュニケーションⅠB				○	○
		英語コミュニケーションⅡA				○	○
		英語コミュニケーションⅡB				○	○
		医療・薬学英語Ⅰ				○	○
		医療・薬学英語Ⅱ				○	○
		ファーマシストのための実践英会話				○	○
		中国語Ⅰ				○	○
		中国語Ⅱ				○	○
		フランス語Ⅰ				○	○
		フランス語Ⅱ				○	○
		スポーツ理論・実技		○			○
	スポーツ健康運動方法論		○			○	
薬学専門教育科目	薬学と社会	医療における薬学	○	○			
		医療ボランティア実践	○		○		
		医療コミュニケーション					○
		レギュラトリーサイエンスに基づく医薬品開発					
		薬事関連法規	○	○			
		医療倫理学		○	○		
	医療関連制度						
	物理系薬学	薬学物理学					
		薬品物理化学Ⅰ					
		薬品物理化学Ⅱ					
		薬品分析化学Ⅰ					
		薬品分析化学Ⅱ					
		生物物理学の基礎と応用					
		薬剤学Ⅰ					
		薬剤学Ⅱ					
	化学系薬学	臨床統計学					
		基礎化学					
		有機化学Ⅰ					
		有機化学Ⅱ					
		有機化学Ⅲ					
天然資源学Ⅰ							
天然資源学Ⅱ							
生物有機化学Ⅰ							
生物有機化学Ⅱ							
医薬品化学							



ディプロマ ポリシー		DP 1			DP 2			
		医療人として豊かな人間性と高い責任感と倫理観を持ち、生涯に渡りアクティブに自分の目標に向けた学習をするための不断前進の態度・習慣を身につけ、他を思いやり慈しむ心(学是「仁」)を持った行動ができる。			幅広い教養とグローバル化に対応できる国際感覚を持ち、他者と信頼関係を構築することができ、良好なコミュニケーションがとれる。			
コンピテンシー		DP 1-C 1	DP 1-C 2	DP 1-C 3	DP 2-C 1	DP 2-C 2		
		豊かな人間性をもって他を思いやり慈しむ心(学是「仁」)を持った行動ができる能力	医療人として高い責任感及び倫理観を発揮できる能力	生涯に渡りアクティブに自身の目標に向けて自己研鑽し続ける能力	国際的視野を持って活動できる能力	他者と良好な協力関係を構築できるコミュニケーション能力		
科目分類	系分類	授業科目	DP 1-C 1	DP 1-C 2	DP 1-C 3	DP 2-C 1	DP 2-C 2	
薬学専門教育科目	生物系薬学	薬学で学ぶ生物学						
		生化学Ⅰ						
		生化学Ⅱ						
		生理解剖学Ⅰ						
		生理解剖学Ⅱ						
		細胞生物学						
		微生物学						
		分子生物学						
		免疫学						
		衛生化学Ⅰ						
		衛生化学Ⅱ						
	公衆衛生学							
	医療薬学	薬理学Ⅰ						
		薬理学Ⅱ						
		薬理学Ⅲ						
		病理学						
		病態解析学						
		臨床検査学						
		薬物治療学Ⅰ						
		薬物治療学Ⅱ						
		薬物治療学Ⅲ						
		薬物治療学Ⅳ						
		薬物治療学Ⅴ						
		薬物治療学Ⅵ						
		臨床薬物動態学						
		病態評価学						
		セルフメディケーション実践						
		医薬品情報学						
		医薬品安全性学						
		地域医療薬学						
		臨床漢方治療学						
		臨床栄養学						
		薬学演習	基幹薬学演習					
			総合薬学演習Ⅰ		○			
	総合薬学演習Ⅱ		○					
	薬学実習	研究入門		○	○			
		薬学基礎実習						
		化学系実習Ⅰ						
		化学系実習Ⅱ						
		化学系実習Ⅲ						
		生物系実習Ⅰ		○				
		生物系実習Ⅱ						
		生物系実習Ⅲ						
		生物系実習Ⅳ		○				
		生物系実習Ⅴ						
	生物系実習Ⅵ		○					
	アドバンスト・コース	物理系実習Ⅰ						
		物理系実習Ⅱ						
		高齢者薬物治療学(老年医学)						
		救急・集中治療・周術期薬物治療						
		周産期・小児薬物治療						
		精神神経系薬物治療						
		アドバンスト実務実習(病院)	○	○	○		○	
アドバンスト実務実習(薬局)		○	○	○		○		
海外実務研修					○	○		
海外応用研修					○	○		
専門薬剤師特論Ⅰ								
専門薬剤師特論Ⅱ								
専門薬剤師特論Ⅲ								
専門薬剤師特論Ⅳ								
救命救急・災害医療								
医療現場におけるヒューマニズム	○	○						
健康食品学概論								
医療通訳英会話				○	○			
医薬品等に関わる規制調和と国際標準								
食品栄養学								
実務実習	医療プロフェッショナリズム入門Ⅰ	○	○			○		
	医療プロフェッショナリズム入門Ⅱ	○	○			○		
	病院・薬局実習事前学習	○	○			○		
	チーム医療Ⅰ	○		○		○		
	チーム医療Ⅱ	○		○		○		
	病院・薬局実務実習	○	○	○		○		
研究	医療薬学基礎研究							
	医療薬学実践研究							

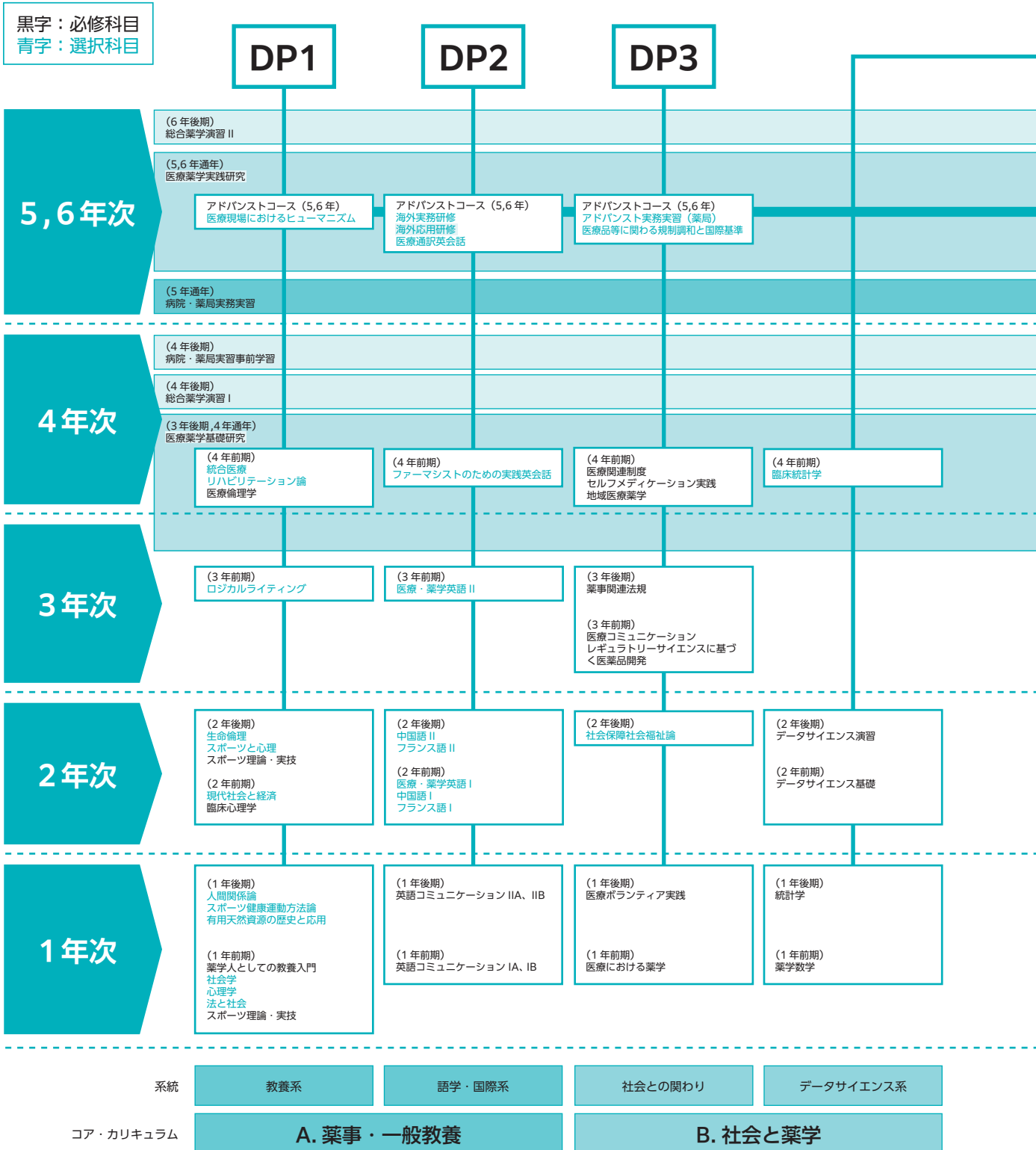


2.4. カリキュラムツリー

カリキュラムポリシー (CP)

- CP1: 高い倫理観、責任感と幅広い視野を備えた見識を持ち、自己研鑽意欲を高め、主体的に学び研究活動ができる能力の獲得へと繋がる教育科目を配置する。
- CP2: 社会を理解しグローバル化に対応した国際感覚や語学力を有する薬剤師を育成するために、全学年を通じて論理的・批判的思考力、コミュニケーション能力、国際性、協調性、自己管理能力を養う教育科目を配置する。
- CP3: 多様な社会において薬学専門職としての視点・視野・価値観を持ち、医療における薬学の社会的責任と要請を理解し、高度化、専門化する医療に対応できる薬剤師を育成するための専門教育科目を系統的かつ累進的に配置する。
- CP4: 薬学研究に必要な知識・技術・技能および思考力を統合させた問題探索・解決能力を養成し、臨床的視点を持った薬学専門職者として創造性を発揮できる能力を育む科目を配置する。
- CP5: 薬学専門職としてチーム医療や地域医療連携、健康・福祉の場において活躍する薬剤師に不可欠な資質が伴ったコミュニケーション能力を修得するために、多職種連携に関わる他学部との合同講義、演習・実習科目を配置する。

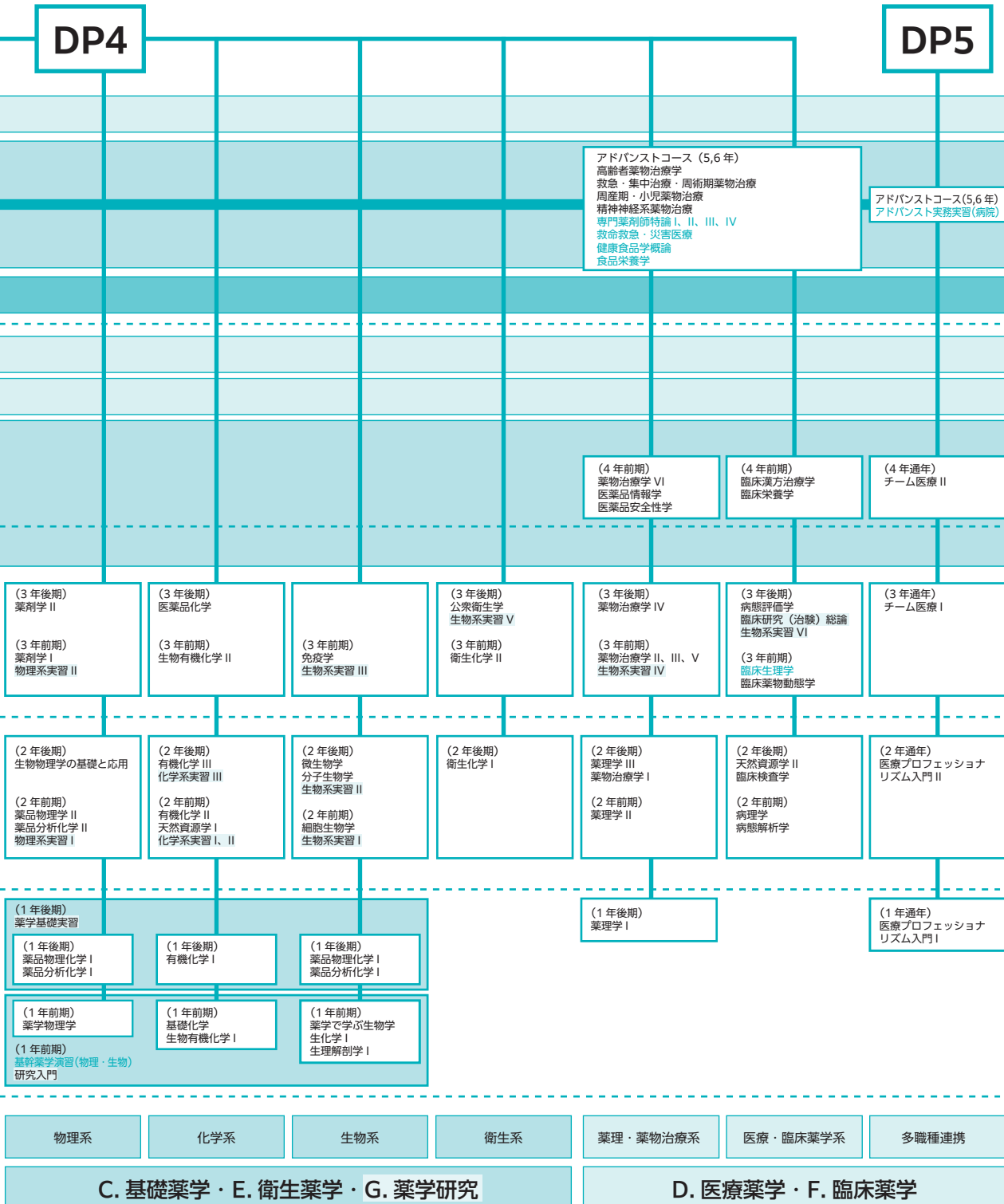
2. カリキュラム



## 2. カリキュラム

### ディプロマポリシー (DP)

- DP1：医療人として豊かな人間性と高い責任感と倫理観を持ち、生涯に渡りアクティブに自分の目標に向けた学習をするための不断前進の態度・習慣を身につけ、他を思いやり慈しむ心(学是「仁」)を持った行動ができる。
- DP2：幅広い教養とグローバル化に対応できる国際感覚を持ち、他者と信頼関係を構築することができ、良好なコミュニケーションがとれる。
- DP3：薬学の社会的位置づけを理解し、社会医学、地域包括ケアシステム、プライマリ・ケアを理解したうえで、地域医療と健康・福祉に果たすべき薬学専門職の役割を概説できる。
- DP4：科学的根拠に基づいた医療・薬学研究および薬剤師としての職能の基盤となる基礎、臨床の薬学的知識・技能を有し、体系的に理解し説明でき、問題解決のために論理的に思考できる。
- DP5：薬学専門職として、適切に多職種と連携協働することができ、主体的かつ協調性を持って問題解決を図ることができる。





# 3

## 授業

- 3.1. 授業の開講形態
- 3.2. 開講期間
- 3.3. 授業時間
- 3.4. 出席確認及び授業評価
- 3.5. 欠席
- 3.6. 休講・補講
- 3.7. 天候不良・災害・事故等による交通機関不通時の休講

### 3. 授業

#### 3.1. 授業の開講形態

本学部では、基本的に月曜日から金曜日の間に授業を実施します。ただし、夏期集中講義や暦の関係で不足する曜日の授業は、他の曜日に授業を行う場合があります。

【授業の開講形態】

種類	開講の時期・方法
通年	1年間通して開講する授業
前期	前期に開講する授業
後期	後期に開講する授業

#### 3.2. 開講期間

1年間の前期と後期に分け、それぞれ15週（15回授業+定期試験）の授業を実施します。（原則として各タームは8週（8回授業+定期試験）、通年は30週（30回授業+定期試験））

##### ■前期・後期

開講期	期間
前期	4月1日～9月30日
後期	10月1日～3月31日

\*後期開始時については、年度によって若干変更されます。

##### ■1～4ターム

	1ターム（前期前半）	2ターム（前期後半）
月曜日	4/6 ～ 6/1	6/8 ～ 8/3
火曜日	4/7 ～ 6/9	6/16 ～ 8/4
水曜日	4/8 ～ 6/10	6/17 ～ 8/5
木曜日	4/9 ～ 6/4	6/11 ～ 7/30
金曜日	4/10 ～ 6/5	6/12 ～ 7/31

	3ターム（後期前半）	4ターム（後期後半）
月曜日	9/28 ～ 11/30	12/7 ～ 1/25
火曜日	9/29 ～ 11/24	12/1 ～ 1/26
水曜日	9/30 ～ 11/18	11/25 ～ 1/27
木曜日	9/24 ～ 11/12	11/19 ～ 1/21
金曜日	9/25 ～ 11/13	11/20 ～ 1/22

## 3.3. 授業時間

各時限の開始・終了時間は以下のとおりです。

時限	開始	終了
1 時限	9 : 00	10 : 30
2 時限	10 : 40	12 : 10
昼休み	12 : 10	13 : 10
3 時限	13 : 10	14 : 40
4 時限	14 : 50	16 : 20
5 時限	16 : 30	18 : 00

## 3.4. 出席確認及び授業評価

順天堂大学では、受講する学生に対して幅広い知識・考え方などを授業（講義・実習）で提供・実践しています。学生にとってより良い授業を実現するため、毎回、授業評価を必ず行います。学生は受講する権利と評価する義務の双方を有していることを忘れずに、授業に取り組んでください。

出席の確認は、各授業の際に教員から提示される認証コードを各自がJ-PASSに登録することで行います。

3分の2以上の出席及び授業評価の回答をもって試験の受験資格の対象となりますので、当該学期で受講しているすべての科目に対して回答してください。

## 3.4.1. 出席の不正行為

出席の申請を本人以外が行うことは認められません。授業中に本人確認を兼ねて学籍番号の確認や、マークシート、小テスト、リフレクションペーパーの提出を求められることがあります。担当教員の指示に従わない場合は、欠席とみなされます。J-PASSによる出席管理と照合して、齟齬があった場合は、不正が行われたとみなされます。

不正行為が発覚した場合は、教務委員長等との面接を行います。保護者と面談を行う場合もあります。不正行為とみなされた授業は欠席扱いとし、不正行為に関与した学生に対しても不正行為者と同等に対処します。

## 3.5. 欠席

本学は忌引き・公欠の制度はありません。原則として、いかなる事情で授業を休んだとしても欠席として扱われます。授業の欠席の取り扱いについては、授業担当教員に一任されています。

## 3.5.1. 欠席届の提出について

下表のようなやむを得ない理由により授業を欠席した場合、又は欠席する予定がある場合には、欠席理由を証明できる書類を添付のうえ、欠席届を授業担当教員に提出してください。

提出先は欠席の理由によって変わりますので、その時々理由に応じて該当する提出先へ提出してください。

欠席届の様式は毎年4月にJ-PASSポータル「出欠」に掲載されますので、ダウンロードのうえ使用してください。

疾病等やむを得ない理由によって、継続的に出席できない場合は、担任（アドバイザー）や卒論配属研究室担当教員に理由を速やかに報告し、欠席届と添付書類を提出してください。教務委員会の判断により修学が認められた場合、各授業担当教員に各自で連絡をして、具体的な補講方法について、指示を仰いでください。

【欠席理由と承認者及び必要な添付書類】

No.	欠席理由	提出先	添付書類
1	インターンシップ等の授業の一環	授業担当教員	不要
2	病欠・忌引き・就職活動等	担任（アドバイザー）（1・2・3年生） 卒論配属研究室担当教員（4・5・6年生）	診断書、会葬礼状、 面接実施案内等

## 欠 席 届

年 月 日

教科科目名  
\_\_\_\_\_

担当教員名  
\_\_\_\_\_

所属学科 \_\_\_\_\_ 業学科 \_\_\_\_\_

学年 \_\_\_\_\_ 年 学籍番号 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

今般次の理由により欠席 いたしました のでお届けいたします。  
いたします

欠席日時	年 月 日 ( )	時 限
欠席日時	年 月 日 ( )	時 限
欠席日時	年 月 日 ( )	時 限
欠席日時	年 月 日 ( )	時 限
【欠席理由】		

注)必要添付書類は、欠席理由により異なる。

下記の表を参照のうえ、各自の欠席理由に応じて所定の手続きを行うこと。

No.	欠席理由	提出先①	提出先②	必要添付書類、部数
1	インターンシップ等の授業の一環	授業担当教員	—	不要
2	忌引き・就職活動等	授業担当教員	1～3年生: 担任(アドバイザー) 4～6年生: 卒業配属研究室担当教員	会葬礼状、 面接実施案内等を 「欠席科目数」分+1部 (提出先②用)コピー
3	病欠 ※風邪等を除く。 (持病や長期的治療を伴う場合や、 インフルエンザ等出席停止となる感染症)	1～3年生: 担任(アドバイザー) 4～6年生: 卒業配属研究室担当教員	授業担当教員 (左記教員から署名受領後に 提出)	診断書を「1部」(提出先 ①用)用意

担任(アドバイザー)による添付書類確認欄  
※右記確認欄はNo.3の  
欠席理由の場合のみ使用

担任

### 3.6. 休講・補講

授業担当教員が病気などで出講できない場合には、休講の措置をとることがあります。休講となった授業については、原則として各学期中に補講を行います。

なお、休講・補講の情報は適宜J-PASSに掲載されますので、こまめに確認してください。通常の場合においても授業開始時間から30分経過したにも関わらず授業担当教員が教室に来ない場合には、事務室まで連絡してください。

### 3.7. 天候不良・災害・事故等による交通機関不通時の休講

台風・大雪等の天候不良や、災害、事故等により交通機関が不通となっている場合、休講とする場合があります。J-PASSや本学部ホームページに休講情報を掲載します。

※運行情報は各交通機関のホームページにて確認してください。

※その他、気象庁や各報道機関の発表する気象情報に留意してください。

午前7時の時点で以下の路線で台風等による運休が発生していた場合、午前の授業を休講とします。

午前10時の時点で以下の路線で台風等による運休が発生していた場合、午後の授業を休講とします。

<対象路線>

JR京葉線、武蔵野線、東京メトロ東西線

# 4

## 履修

- 4.1. 単位の考え方
- 4.2. 単位認定の条件
- 4.3. CAP制（年間受講登録制限単位数）
- 4.4. 履修登録
- 4.5. 履修中止申請
- 4.6. 再履修

## 4. 履修

大学では、卒業までに修得しなければならない単位数や、必ず履修しなければならない科目などが決まっています。皆さんは6年間を通じた体系的な履修を行えるよう、自分自身で毎年度の履修計画を立てなければなりません。そのためには、新学期に実施するガイダンスに出席し、書類を受け取るとともに必要な情報をキャッチするようにしてください。

### 4.1. 単位の考え方

#### 4.1.1. 単位制とは

大学における学修は、大学設置基準に定められた単位制に基づいて行われています。単位制とは、各年次に配当している授業科目を登録・出席・履修し、合格の評価を得ることにより、修業年限中に卒業に必要な単位を修得していく制度のことです。

#### 4.1.2. 単位とは

「単位」とは、1つの授業科目の学修に必要な時間を表す基準であり、1単位は45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、45時間は授業時間と授業時間外の予習・復習で構成されます。授業を受講するだけでなく、予習・復習を行うことは、単位を修得するための重要な要素であることを理解して学修を進めてください。

#### 4.1.3. 授業時間と単位

本学部では、週1回あたりの授業は90分を基本としており、制度上これを2時間とみなしています。従って、例えば半期2単位の講義科目では、毎週1回90分の授業を、半期に15週実施し、それに加え、予習・復習などの準備学修を60時間（概ね授業1回につき4～5時間）行うことで、2単位分の学修を行ったと認められます。

必要な学修時間のうち、授業と予習・復習の占める時間数は、授業形態（講義・演習、実習）によって以下のとおり異なります。

#### 【学修時間の内訳】

単位数	講義		演習		実習	総学修時間
	授業	準備学修	授業	準備学修	授業及び準備学修	
1単位	15時間	30時間	30時間	15時間	45時間	45時間
2単位	30時間	60時間	60時間	30時間	90時間	90時間
3単位	45時間	90時間	90時間	45時間	135時間	135時間
4単位	60時間	120時間	120時間	60時間	180時間	180時間

### 4.2. 単位認定の条件

単位の修得には、次の①と②を満たすことが必要です。各授業の科目の評価方法は、シラバスに記載されています。

- ① 各年度に開講される授業科目の履修登録を行うこと。
- ② 登録した授業科目を履修し、予習・復習時間を含めた学修に対して評価（定期試験・レポート試験・授業内試験・小テスト等の評価）を受け、合格評価を得ること。（成績評価については「6. 成績」を参照）

## 4.3. CAP制（年間受講登録制限単位数）

## 4.3.1. CAP制とは

1年間に履修登録できる単位数に上限を設ける制度のことです。履修可能な科目数を一定以下に制限することで、1科目あたりの学修時間をより多く確保し、授業内容を深く身に付けることができるよう配慮する制度です。

## 4.3.2. 上限単位数

薬学部の上限単位数は、下表のとおりです。

学年	上限単位数
1年次	46
2年次	46
3年次	46
4年次	46
5年次	46
6年次	46

## 4.4. 履修登録

単位を修得するためには、受講しなければならない授業科目（必修科目）及び受講したい授業科目（選択必修科目、選択科目）を登録する必要があります（履修登録）。

必修科目は各学年次ごとの教育課程（卒業要件を含む）を確認して、漏れのないように履修登録を行ってください。

選択科目（選択必修を含む）は教育課程（卒業要件を含む）やシラバスで授業の内容などを確認しながら、登録する授業科目を各自で選び、履修登録を行ってください。

履修登録はJ-PASSで行います。授業科目ごとに附番されている番号（授業コード）、開講期間、曜日・時限など間違いがないよう、指定された期間内に確実に手続きを行ってください。

履修登録をしていない授業科目は、受講することも、成績評価を受け単位を修得することもできません。また、合格の成績評価を得た授業科目は、評価のいかんに関らず、取り消し、再度履修登録することはできません。

## 4.4.1. 履修登録・年間の流れ

履修登録は、概ね下表の流れで進みます。

## 【履修登録の流れ】

時期	内容
4月1週目～2週目	①新学期ガイダンス ②履修登録期間開始
4月2週目～3週目	③授業開始 ④履修登録期間終了 ⑤履修登録確認・修正期間開始
4月3週目～最終週	⑥履修登録確認・修正期間終了 ⑦履修登録確定
9月中旬～10月上旬	⑧後期開講科目の履修登録変更期間
10月中旬	⑨後期開講科目の履修登録変更結果の確認期間 ⑩後期開講科目の履修登録変更確定

## 【4月1週目～2週目】

4月初頭の新学期ガイダンスで、履修登録に必要な資料（学修要覧、授業時間割表）を配付します（履修登録の流れ①）。

選択科目の履修登録期間は、例年授業開始に若干先行して始まります（履修登録の流れ②）。なお、必修科目は新学期ガイダンス時に履修登録を行います。

#### 【4月2週目～3週目】

受講を希望する選択科目の授業には、初回から出席してください（履修登録の流れ③）。語学科目は指定されたクラスの授業に必ず出席してください。

選択科目の履修登録期間中（履修登録の流れ②及び④）は、自由に登録を変更することができます。履修を希望する授業の初回に出席したものの、別の授業に変更したいという場合には、この期間中に変更してください。なお、その場合、変更後の授業の初回分は欠席となりますので、その分の内容については授業担当教員に各自で確認するほか、2回目以降の授業で欠席が重ならないよう注意してください。

履修登録はJ-PASS上で行います。詳細は別途案内します。履修登録にあたっては、以下の点に注意してください。

- (1) その年度に履修する科目は、必修・選択必修等を問わず、履修登録期間中に登録を行ってください。履修登録を行っていない科目の授業には、出席することも試験を受けることもできません。
- (2) 履修登録は、その年度に限り有効のもので、前年度に履修して不合格になった科目を再度履修したい場合には、新たに履修登録が必要です。
- (3) 後期開講科目の履修登録も含め、その年度に履修を希望するすべての科目の登録を4月の始めに行ってください。ただし、後期の開始時に履修登録の変更期間がありますので（履修登録の流れ⑧）、前期の単位取得状況に応じて、4月の時点で行なった後期開講科目の履修登録内容を見直したい場合には、この期間中に取消や変更を行ってください。
- (4) 各科目には開講年次があり、履修計画表に示してあります。必修科目は必ず開講年次に履修してください。選択必修科目については開講年次よりも上の学年に在学している場合には、開講年次でなくとも履修できます。例えば、開講年次が1年次の科目は、自身が2年次以上であればどの学年でも履修できます。各自の履修計画によっては、開講年次に履修することができない場合もあると思いますので、その科目が必修科目ではない場合には、状況に応じて次年度以降の履修を検討してみることは妨げません。
- (5) J-PASS上での履修登録を終える際には、必ず自身の希望と誤りなく登録されているか確認してください。

#### 【4月3週目～最終週】

履修登録期間終了後、登録結果の確認・変更期間があります（履修登録の流れ⑤⑥）。履修登録期間中に登録した選択科目を変更したい場合は、この期間中に登録の取消・変更を行ってください。前期の履修登録は、この期間が修正を行うことのできる最後の機会となります。

この期間が終わると、履修登録が最終確定します（履修登録の流れ⑧）

#### 【9月中旬～10月上旬】

先述のとおり、後期開始時点で、4月に履修登録を行なった後期開講科目の変更期間があります（履修登録の流れ⑧⑨⑩）。前期の単位取得状況を踏まえ、必要に応じて追加・取消・変更を行ってください。なお、前期成績は概ね9月中旬頃にJ-PASSポータル「成績照会」から確認可能となるほか、保証人の方に成績通知書をお送りします。

#### 4.4.2. 履修登録の方法（学修計画の立て方）

時間割を組む際には、まずは卒業に必要な必修科目、選択必修科目及び選択科目の履修を優先してください。そのうえで、各自の興味・関心に応じた科目を空いたコマで履修するようにしましょう。

## 4. 履修

### 4.4.3. クラス指定のある科目の履修登録

(1) 英語コミュニケーションⅠA、英語コミュニケーションⅠB、英語コミュニケーションⅡA、英語コミュニケーションⅡB

1年次前期開講の「英語コミュニケーションⅠA」「英語コミュニケーションⅠB」及び同後期の「英語コミュニケーションⅠA」「英語コミュニケーションⅠB」の4科目は、4月に実施するTOEFL®テストの結果等に基づき、習熟度別クラスに分かれて履修しますので、指定されたクラスを受講してください。

各科目の指定クラスは、初回授業が開始される週にJ-PASSを通じて発表します。

なお、その後の各自の学修状況に応じて、次学期開始前に指定クラスが変更される場合があります。

また、12月に実施するTOEFL®テストの結果が4月の結果より著しく悪化した場合は、次年度4月に再度自費で受験を課す場合があります。

### 4.5. 履修中止申請

履修中の選択科目について、履修修正期間（前期：4月、後期：10月）を過ぎてから、下表に記載のとおり病気等やむを得ない理由により学期の途中で履修を継続することが困難となった場合、その理由を証明することができる書類を添えて、履修中止を申請することができます。】必修科目については履修中止を申請することはできません。

No.	申請可能な理由	証明書類
1	傷病により長期入院、長期加療が必要となった場合	診断書
2	傷病により実技・実習科目への参加ができない場合	診断書
3	履修登録時に開講（実習）日が未定、または開講（実習）日に変更されたため、あらかじめ履修登録した授業科目の開講日と重複した場合	日程が確認できる書類
4	学部長が特に履修中止の事由に値すると認めた場合	状況に応じて事務室が指定する書類

#### 4.5.1. 申請手続きおよび提出期間

- 履修を中止したい事由が発生した場合、履修中止申請書に必要な書類を添付し、事務室へ提出します。提出期間は、当該学期の定期試験の2週間前から1週間とします。
- 申請手続きは原則として学生本人が行います。ただし、入院等で本人が来校できない場合に限り、代理人の申請も認めます。また、やむを得ない事情により提出期間内に提出できない場合は、あらかじめ事務室まで相談してください。
- 薬学部長の承認を得て履修中止が認められた場合、当該科目は成績評価対象外（GPA算出対象外）となります。

#### 4.5.2. 注意点

- 履修中止を申請した場合でも、その科目の単位は履修単位上限単位数（CAP）に算入され、当該学期に新たに科目を追加することはできません。
- 履修中止を行った科目を当該年度に再度登録することはできません。
- 履修中止を行った科目の成績は「W」と表示され、当該年度授業の出席や試験（追試験・再試験を含む）の受験、単位の修得は認められません。
- 履修中止が認められた場合、当該科目はGPAの算出対象とはならず、成績証明書には科目名も成績も記載されません。

### 4.6. 再履修

単位を修得していなければ1度履修した科目でも再び履修登録することが可能です。



# 5

## 試験

- 5.1. 試験の種類と実施時期
- 5.2. 受験資格
- 5.3. 授業内試験
- 5.4. レポート試験
- 5.5. 定期試験
- 5.6. 追試験
- 5.7. 再試験
- 5.8. 試験中の不正行為に対する処置

## 5. 試験

### 5.1. 試験の種類と実施時期

試験の種類と実施時期には以下のものがあります。授業の特性等に応じて原則としていずれかの方法で実施され、成績評価をします。

試験の種類	実施時期/実施方法
授業内試験	授業開講期間内に実施する試験で追再試験対象ではありません。
レポート試験	各学期の定期試験期間（授業によってこれ以外の期間を指定する場合があります）
定期試験	各学期の定期試験期間

### 5.2. 受験資格

受験のためには、次の条件を備えていることが必要となります。

- ① 履修登録をした授業科目であること。
- ② 当該授業の3分の2以上出席していること。
- ③ 当該年度の定められた授業料を納入していること。
- ④ 追試験、再試験の受験に際しては、①～③の3条件の外に、予め事務室へ受験願を提出し、教務委員会の受験許可を必要とします。

### 5.3. 授業内試験

通常の授業内において実施される試験です。筆記試験等、授業担当教員の指定するいずれかの方法で実施されます。なお、授業内試験は、後述する追試験の対象とはなりません。試験が実施された授業をやむを得ない理由により欠席した場合には、担当教員に申し出て指示を受けてください。

### 5.4. レポート試験

大学では、レポート・小論文や各種課題などの提出が求められることがあります。授業中に提出を求められるレポート等のほか、「レポート試験」としてレポートや論文等成果物を提出することで成績評価を認定する授業があります。

なお、レポートの提出期間や提出場所については、定期試験時間割発表日以降にJ-PASSで通知されます。

### 5.5. 定期試験

学年暦に示された試験期間中に行う試験を定期試験といいます。試験時間割表は、試験開始日のおおむね1週間前にJ-PASSで発表されます。試験上の注意事項も掲出されますので、併せて確認してください。

なお、試験時間は授業時間とは異なることがありますので、注意してください。また、試験時間割表は変更されることがありますので、J-PASSをこまめに確認してください。

#### 5.5.1. 試験場について

試験時間割表に指定した教室で受験してください。通常の授業の教室とは異なる場合がありますので、試験時間割表をよく確認してください。

#### 5.5.2. 学生証について

受験に際しては、受験票として学生証が必要です。学生証を忘れた場合は、仮受験票の発行を事務室へ申請してください。(有料)

## 5. 試験

### 5.5.3. 試験場での心得について

試験場では、以下の点を厳守してください。

- ① 学生証は必ず持参し、机上的見やすいところに置いてください。
- ② 試験監督者の指示に従ってください。
- ③ 私語や疑惑を招くような態度をとらないでください。
- ④ 許可されたもの以外の携帯品は、試験監督者の指示する場所に置いてください。

### 5.5.4. 遅刻・退出について

遅刻及び終了時刻よりも前の退出については、以下のとおりとします。

- ① 遅刻：試験開始後30分を経過すると入室は許可されません。
- ② 退出：試験開始後30分を経過しないと退出は許可されません。なお、試験終了時まで再入室はできません。

### 5.5.5. 無効答案について

学籍番号、氏名の記入がない答案、履修登録をしていない授業科目を受験した場合には、答案は無効となります。

## 5.6. 追試験

下表に示された理由により定期試験を受験できなかった学生に対して行われる試験を追試験といいます。ただし、理由発生当日を含めて3日以内に「欠席理由を証明する書類（診断書等）」と「追試験願」を事務室窓口へ届け出て許可されたものに限り、追試験が認められた場合は、1科目につき1,000円の受験手数料が必要となります。

なお、定期試験期間外に実施される授業内試験を欠席した場合については、各自で授業担当教員に申出のうえ、直接指示を受けてください。

No.	欠席理由	必要な証明および届出の内容
1	本人の病気	医師の診断書 (欠席した期間が記載されているもの)
2	忌引き (配偶者および2親等内の親族)	会葬状
3	結婚式への参列 (2親等内の親族。本人の式は含まない)	結婚式の案内状
4	災害	被災証明書
5	就職試験	受験を証明する書類
6	大学院受験	受験票
7	時刻表に基づき運行される 公共交通機関の延着	20分を超える延着時間が記載された 交通機関の延着証明
8	裁判員制度	呼出状
9	その他やむを得ない事由	届出に対し教務委員会で判断する

### 5.6.1. 追試験の欠席

追試験を欠席した学生に対しては、再度試験は行いません。

### 5.6.2. 追試験の対象となる学年、科目及び評価方法

追試験の対象となる学年、科目及び評価方法は以下のとおりです。

- ① 対象学年：全学年
- ② 対象科目：試験を実施した全科目
- ③ 評価方法：次に基づき算定  $60 + \{0.75 * (a - 60)\}$  ※aは、追試験素点

## 5.7. 再試験

成績で59点以下の学生を有資格者とし、該当科目について再度行う試験を再試験といいます。再試験対象者のうち、受験を希望する学生は、再試験申込期間に事務室窓口に「再試験願」を提出してください。なお、再試験の受験には、1科目につき1,000円の再試験手数料が必要となります。

### 5.7.1. 再試験の欠席

再試験を欠席した学生に対して、再度再試験は行いません。再試験を受験しなかった場合は、「(未受験による)不合格」となり、本試験の評価が採用されます。

### 5.7.2. 再試験の対象となる学年、科目及び評価方法

再試験の対象となる学年、科目及び評価方法は以下のとおりです。

- ① 対象学年： 1～6年生
- ② 対象者： 定期試験で59点以下の学生を有資格者とし、試験結果判明後速やかに科目毎の「不合格者(再試験受験対象者)」をJ-PASSで発表します。
- ③ 対象科目： 卒業必修科目及び教務委員会で必要と認められた科目
- ④ 実施期間： 定期試験については、前後期、試験期間終了後に実施
- ⑤ 評価方法： 合格者はすべて60点とします。不合格者は本試験の点数とします。

## 5.8. 試験中の不正行為に対する処置

試験中に発生した不正行為に対しては、以下のとおり対応します。

- (1) 試験中試験監督者が学生の不正行為を発見しその事実を確認したときは、当該学生は試験会場外に退出となります。
- (2) 不正行為を行った学生は、当該試験期間中の試験をすべて無効となります。また、評価は「F」とし、GPAに算入します。
- (3) 不正行為を行った学生については、その氏名を公表し、再試験および追試験は行いません。
- (4) 試験終了後においても、その事実を確認したときは、前(2)・(3)の処置を適用します。

# 6

## 成績

- 6.1. 成績評価
- 6.2. GPA
- 6.3. 成績発表
- 6.4. 成績評価の確認及び異議申し立て

## 6. 成績

### 6.1. 成績評価

成績評価は、シラバスに記載されている成績評価方法に従って行われます。合格した科目は、評価のいかんに関らず、取り消したり、再度受講登録したりすることはできません。

#### 【成績表示】

評価	GP	評価内容
S	4.0	到達目標を十分に達成し、極めて優秀である。(100～90点)
A	3.0	到達目標を十分に達成している。(89～80点)
B	2.0	到達目標を相応に達成している。(79～70点)
C	1.0	到達目標の最低限は満たしている。(69～60点)
D	0.0	到達目標の最低限の水準を満たしていない。(59点以下)
F	0.0	受験資格なし(出席不足)
W	対象外	履修中止
N	対象外	認定

- ① 「S」「A」「B」「C」を合格とし、所定の単位を付与します。
- ② 「D」「F」は不合格です。不合格科目については、当該年度の成績通知書にのみ記載され、成績証明書には記載されません。
- ③ 履修中止を行った科目の成績は「W」と表示され、当該年度授業の出席や試験(追試験・再試験を含む)の受験、単位の修得は認められません。当該年度の成績通知書にのみ記載され、成績証明書には記載されません。
- ④ 本学以外で修得した科目を本学で認定する場合は「N」(認定)で表示します。詳細は事務室で確認してください。

### 6.2. GPA

#### 6.2.1. GPAとは

GPAは「Grade Point Average」の略称であり、成績評価を数値化したものです。4.0～0.0という数字で表され、この数値が高いほど優秀な成績を修めていることとなります。

#### 6.2.2. GPA算出式

GPAは以下の数式により算出されます。

履修科目の成績評価の平均を示す値

$$GPA = \frac{\text{(履修した授業科目の単位数} \times \text{GP) の合計}}{\text{総履修単位数 (卒業所要単位にカウントできない科目を除く)}}$$

#### 6.2.3. GPAの目的

取得単位の評価がどのようなものなのかを可視化することで、個々の学修の質を高めることを目的としています。

### 6.2.4. GPAの利用

GPAの点数により翌年度の履修登録可能単位数に影響を及ぼし、基準以下の学生には退学勧告を行う場合があります。また、学内の順位づけにも利用します。国内だけでなく、国外の大学でも導入され、海外留学時や就職試験等に選考資料の一部になることもあります。

### 6.2.5. GPAにおける履修放棄科目の扱い

履修登録した科目は、必修科目はすべてGPAの対象となります。選択科目については、所定期間内に履修中止申請を行わない限りGPAの対象となります。なお、「4.5. 履修中止申請」にも記載のとおり、履修中止申請が受理されるのは、客観的にやむを得ないものと認められる理由により履修を中止せざるを得なかった場合に限られますので、「途中で何となく行かなくなった」などの理由は自分の意思で履修を取り止めたもの（履修放棄）とみなされ、成績評価が「F（受験資格なし）」となることから、GPAの算入対象となります。科目内容をよく確認せず、安易に選択科目の履修登録を行うことはGPAの低下につながりますので、注意してください。

## 6.3. 成績発表

単位授与の時期は、下表の通り、科目の開講期間により異なります。なお、単位授与されるには、下表の単位授与時期に「在学」または「留学」中である必要があります（「休学」中の場合は、単位授与されません）。

開講学期	単位付与の時期
前期	前期末
後期	後期末
通年	後期末

## 6.4. 成績評価の確認及び異議申し立て

成績評価と自己評価との間に齟齬があり、成績評価が以下に該当すると判断した場合は成績の確認及び、異議を申し立てることができます。

- ① 明らかに授業科目担当教員の誤記入であると思われるもの。
- ② シラバス（教育要項）等により周知されている達成目標及び成績評価の方法に照らして、明らかな誤りがあると思われるもの。
- ③ その他合理的又は客観的な根拠があるもの

### 6.4.1. 成績評価の確認について

成績評価の確認を行う場合は「成績評価確認願」を事務室に提出してください。内容を確認のうえ、学生に通知します。

### 6.4.2. 成績評価の異議申し立てについて

成績評価確認に対する回答になお疑義がある場合は、回答の1週間以内に「成績評価に関する異議申し立て書」により調査を依頼することができます。なお異議申し立ての回答に対しての再異議申し立ては認められません。

### 6.4.3. 異議申し立ての考え方

成績の評価に係わる異議申し立てには、以下の条件を満たしているか確認してください。

- ① 履修登録をした科目であること。
- ② 授業の欠席回数は、授業回数の1/3未満であること。
- ③ 定期試験を受験していること。

なお、適正な成績評価を受けることは学生に認められた権利ですが、単に興味本位で申請することは控えてください。



# 7

## 卒業

- 7.1. 卒業の認定
- 7.2. 卒業見込み

## 7. 卒業

### 7.1. 卒業の認定

薬学部に6年以上在学し、学則第144条の規定により193単位以上を取得した者について、教授会の審議を経て卒業資格の認定を学長が行います。この認定を得た者を卒業とします。

### 7.2. 卒業見込み

6年生において、「前年度までの修得済単位数」と「今年度の履修登録単位数」の合計が、所定の要件を満たし、当該年度に卒業が可能な状態を指します。なお、6年生前期履修登録終了時点で卒業見込の状態である学生は、「卒業見込証明書」を取得することが可能です（有料）。

# 8

## 学籍

- 8.1. 学籍上の氏名と住所等
- 8.2. 学生証（ネームプレート）
- 8.3. 在学年数
- 8.4. 二重学籍の禁止
- 8.5. 休学
- 8.6. 復学
- 8.7. 除籍
- 8.8. 退学、再入学
- 8.9. 休学・退学を申請する前に

## 8. 学籍

### 8.1. 学籍上の氏名と住所等

#### 8.1.1. 学籍について

「学籍」とは、大学での所属を示すものです。学籍は入学によって発生し、卒業、退学または除籍によって喪失します。

#### 8.1.2. 学籍上の氏名

本学が交付する各種証明書等の氏名は、上記に基づいて取り扱います。無断で学籍上の氏名を改めたり、通称名を用いることはできません。通称名の使用を希望する場合は、事務室に申し出てください。学部の教授会で審議の上、その使用を認める場合があります。

#### 8.1.3. 住所等の変更手続き

変更箇所があれば、J-PASSで各自修正してください。その際、変更理由を必ず入力してください。J-PASSの入力方法の詳細については、「JUNTENDO PASSPORT学生用利用ガイド」を参照してください。

なお、J-PASSで変更できる項目は、以下のとおりです。これ以外の変更については、事務室窓口に申請してください。

【J-PASSで変更できる項目】

- ① 学生連絡先変更
- ② 保証人連絡先変更（保護者連絡先変更）

### 8.2. 学生証（ネームプレート）

#### 8.2.1. 学生証について

学生証は、本学の学生であることを証明する大切なものです。試験、各種証明書の発行時等に必要な他、適宜学生証を確認することがありますので、必ず携帯してください。また、学生証に記載されている学籍番号は試験等で記入が必要ですので、忘れずに覚えておくようにしてください。

なお、裏面に貼付する住所及び通学区間等を記入するシールのないものは無効となります。このシールは毎年4月の新学期ガイダンスにおいて配付しますので、各自で張り替えてください。

#### 8.2.2. 学生証の再発行

紛失の際は、事務室にて再発行を申請してください。発行手数料がかかるほか、再発効までに相応の日数がかかりますので、紛失には十分気を付けてください。

#### 8.2.3. 学部学科の番号

学籍番号の附番ルールは以下のとおりです。

学部	学科	番号
薬学部	(薬学科)	97

例) 「9726999」の場合（薬学部・2026年度入学・個人番号999番）

9	7	2	6	9	9	9
学部学科		入学年度		個人番号		

### 8.3. 在学年数

薬学部の修業年限は6年と定められています。また、同一学年の在学年限は2年となっております。(学則第6条)  
最長在学年数はそれぞれの学部の修業年限の倍年で、薬学部は12年が限度とされ、それまでに卒業単位の取得ができなかった場合は、学則に基づき除籍となります。(学則第27条)

### 8.4. 二重学籍の禁止

本学在学中に他の大学に同時に籍を置くことはできません。ただし、教育上必要であると認めた場合で、それぞれの大学の学修条件等に支障がなければ、二重学籍を許可する場合があります。

### 8.5. 休学

#### 8.5.1. 休学の制度

学生が病気・怪我・その他経済的問題等やむを得ない事情により、引き続き3カ月以上修学できないときは、その理由を明記し、保証人連署の上、休学願を提出しなければなりません。休学期間は引き続き1年を超えることはできません。ただし、特別の事情があるときは学長の許可を得て、引き続き1年ずつ2年間限り期間を延長することができます。

#### 8.5.2. 休学の手続

##### 8.5.2.1. 休学の申請書類

休学を願い出る場合は、所定の「休学願」(保証人連署)を事務室に提出しなければなりません。休学開始を希望する日の1ヶ月前までには提出してください。なお、休学期間中も授業料等の納入が必要となります。

##### 8.5.2.2. 申請期間および休学期間

休学期間の通算年限は、第6条に定める修業年限(2年)を超えることはできません。休学期間は在学期間に算入しません。

休学者が3カ月以内に休学の事由が消滅したときは、休学の取消を学長に願い出ることができます。

### 8.6. 復学

休学の事由が消滅したときは、休学者は直ちに復学願を提出しなければなりません。復学については、学長が指示を与えます。

### 8.7. 除籍

理由なく3カ月以上学費の納入を怠った場合、あるいは理由なく長期欠席した場合は、除籍になることがあります。

### 8.8. 退学、再入学

病気、怪我その他やむを得ない理由により退学しようとする場合は、所定の退学願、保証人連署の上、退学を希望する日の1ヶ月前までに事務室に届け出てください。

### 8.9. 休学・退学を申請する前に

休学や退学を申請する前に、まずは担任(アドバイザー)(4年生以上は所属する卒論配属研究室担当教員)に相談してください。休学や退学を検討するに至る理由には様々なものがありますが、場合によってはそうした手続きを取らずに学業を継続することが可能な場合もあります。正式に申請をする前に、まずは先生に相談してください。



# 9

## 順天堂大学学則・薬学部規程

- 9.1. 順天堂大学学則（抜粹）
- 9.2. 順天堂大学薬学部規程

## 9. 順天堂大学学則・薬学部規程

### 9.1. 順天堂大学学則（抜粋）

改正：令和8年4月1日

#### 第1章 目的・使命、内部質保証及び情報公開

##### （目的及び使命）

**第1条** 順天堂大学（以下「本学」という。）は、教育基本法（平成18年法律第120号）及び学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づき、医学、スポーツ健康科学、看護学、国際教養学、理学療法学、診療放射線学、臨床検査学、臨床工学、健康データサイエンス学及び薬学の理論と実際を教授・研究するとともに、全人教育をもって心身共に健全な公民を育成することを目的とし、科学及び技術の水準を高め文化の進展に寄与し、地域社会や国際社会の発展と人類の福祉に貢献することをその使命とする。

2 本学は、人材養成その他の教育研究上の目的を、各学部規程に定める。

##### （内部質保証）

**第2条** 本学は、教育研究水準の向上を図り、前条の目的及び使命を達成するため、内部質保証について必要な体制をとり、本学における教育研究活動等の状況について、自己点検・評価を行い、改善・向上に努めるものとする。

2 本学の内部質保証に関し必要な体制については、別に定める。

##### （情報公開）

**第3条** 本学は、教育研究活動等の状況について、ホームページや刊行物への掲載、その他広く周知を図ることができる方法によって情報公開を行う。

#### 第2章 教育組織

##### （学部学科の組織）

**第4条** 本学は、次の学部をもって組織し、それぞれ次に示す学科を置く。

- (1) 医学部 医学科
- (2) スポーツ健康科学部 スポーツ健康科学科
- (3) 医療看護学部 看護学科
- (4) 保健看護学部 看護学科
- (5) 国際教養学部 国際教養学科
- (6) 保健医療学部 理学療法学科 診療放射線学科
- (7) 医療科学部 臨床検査学科 臨床工学科
- (8) 健康データサイエンス学部 健康データサイエンス学科
- (9) 薬学部 薬学科

##### （入学定員及び収容定員）

**第5条** 各学部の入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。（薬学部のみ抜粋記載）

学部	学科	入学定員	収容定員
薬学部	薬学科	180	1,080

#### 第6章 学年、学期及び休業日

##### （学年）

**第13条** 学年は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。ただし、学長が必要と認めるときは、学年の始期及び終期を変更することができる。

(学期)

**第14条** 学年を次の学期に区分する。ただし、学長が必要と認めるときは、各学期の始期及び終期を変更することができる。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

(授業日時数)

**第15条** 1年間の授業日時数は、各学部において毎年度学部長が定める。

(休業日)

**第16条** 定期休業日は、次の通りとする。

(1) 日曜日及び国民の祝日に関する法律に定める休日

(2) 創立記念日 5月15日

(3) 春季休業 3月21日から4月10日まで

(4) 夏季休業 7月21日から9月10日まで

(5) 冬季休業 12月21日から翌年1月10日まで

春季・夏季及び冬季休業の期間については、各学部において変更することができる。

2 臨時休業は、その都度学長又は学部長が定める。

## 第7章 修業年限及び在学年限

**第17条** 修業年限は、医学部及び薬学部においては6年、スポーツ健康科学部、医療看護学部、保健看護学部、国際教養学部、保健医療学部、医療科学部及び健康データサイエンス学部においては4年とし、在学年限は、それぞれの修業年限の2倍を超えることはできない。

2 医学部、医療看護学部、保健看護学部、保健医療学部、医療科学部及び薬学部における、同一学年の在学年限は2年とする。ただし、学長が特別の事情があると認める者については、各学部教授会の審議を経て、1年に限り延長を許可することができる。

## 第8章 入学、編入学、休学、留学、転学、退学及び除籍

(入学の時期)

**第18条** 入学の時期は、学年始めとする。ただし、教授会の議を経て学長が後期の入学を認めることがある。

(入学の資格)

**第19条** 本学に入学できる者は、次の各号の一に該当する者でなければならない。

(1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者

(2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）

(3) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの

(4) 文部科学大臣が高等学校の課程に相当する課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者

(5) 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者

(6) 文部科学大臣の指定した者

(7) 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者

(8) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で18歳に達したものの

## (入学の出願)

**第20条** 入学志願者は、各学部所定の書類に入学検定料を添えて指定の期日までに提出しなければならない。

2 入学検定料は、別に定める。ただし、既納の入学検定料は返還しない。

## (入学者の選考)

**第21条** 第19条の資格を有する者について別に定めるところにより選考を行い、学長が入学を許可すべき者を決定する。

## (入学の手続)

**第22条** 入学の手続きを行う者は、指定期日までに本学所定の書類を提出し、入学金及び授業料及びその他の納入金を納めなければならない。

2 入学金は、別表1-1に定める。ただし、既納の入学金は返還しない。

## (入学の許可)

**第23条** 学長は、前条の入学手続を完了した者に入学を許可する。

## (編入学)

**第24条** 各学部に編入学を志願する者があるときは、選考のうえ相当学年次に入学を許可することがある。

## (転入学)

**第25条** 他の大学の学生で、本学に転入学を志願する者には、願い出により欠員ある場合に限り、各学部教授会の議を経て学長が転入学を許可することがある。

2 転入学時の手続は、入学時に準ずる。

## (保証人)

**第26条** 保証人は、父若しくは母又は父母が保証人となることができない場合は学費を支弁する者とし、学生の在学中その一身に関する事項について一切の責任を負うとともに、授業料及びその他の納入金の納入責任を連帯して引き受けるものとする。

2 保証人の変更、転居など異動が生じたときは直ちに届出なければならない。

## (休学)

**第27条** 学生が病気その他のやむを得ない事由によって、継続して3月以上修学することができないときは、その理由を明記し、保証人連署のうえ、休学願を学長に提出し、その指示を受けなければならない。

2 病気による休学の場合には、医師の診断書を必要とする。

3 本学において、特に必要があると認められた者には、教授会の意見を聴いて、学長が休学を命ずることがある。

4 休学期間は、継続して1年を超えることはできない。ただし、特別の事情がある者には、学長の許可を得て、引続き更に1年ずつ2年間（連続して最長3年間）に限り、期間を延長することがある。

5 休学期間の通算年限は、第17条第1項に定める修業年限を超えることはできない。

6 休学期間は、在学年限に算入しない。

7 休学者が3月以内に休学の事由が消滅したときは、休学の取消を学長に願い出ることができる。

## (復学)

**第28条** 休学者は、休学の事由が消滅したときは、直ちに復学願を提出しなければならない。復学については、学長が教授会の意見を聴いて指示を与える。

## (留学)

**第29条** 本学が協定又は認定した外国の大学において授業科目を履修しようとする者は、所定の留学願を提出し、許可を得て留学することができる。

2 前項による留学期間は、1年以内とする。ただし、特に必要と認める場合は、引き続き1年に限り、留学期間の延長を許可することができる。

3 留学期間は、修業年限に算入する。

4 留学により修得した単位は、第42条の規定により取り扱う。

5 留学に関するその他の事項は、別に定める。

(転部)

**第30条** 他の学部に転部を志願する者があるときは、選考のうえ相当学年次に転部を許可することがある。この場合の出願資格、選出方法等については別に定める。

(転学)

**第31条** 他の大学に転学を希望する者は、退学を許可された後にその手続を行わなければならない。

(退学及び再入学)

**第32条** 学生が病気その他やむを得ない事由によって、退学しようとするときは、保証人連署の上願い出て学長の許可を受けなければならない。

2 退学した者が再入学を願いだしたときは、選考の上許可することがある。

(除籍)

**第33条** 次の各号の一に該当する者は、当該学部の教授会の意見を聴いて、学長が除籍する。

- (1) 授業料及びその他の納入金の納入を怠り、督促してもなお納入しない者
- (2) 第17条第1項に定める修業年限の2倍を超えてなお卒業できない者又は同条第2項に定める在学年限を超える者
- (3) 第27条に定める休学期間を超えてなお復学しない者
- (4) 長期にわたり行方不明の者
- (5) 在学中に死亡した者

## 第9章 出席及び欠席

(出席)

**第34条** 学生は、各授業科目につき所定の履修時間の3分の2以上出席しなければならない。

(欠席)

**第35条** 欠席者は、その理由を速かに届出なければならない。

2 病気欠席7日以上に及ぶときは、医師の診断書を添えなければならない。

3 欠席届の日数は、引続き30日を超えてはならない。もし30日を経過してもなおその事由がやまないときは、そのつど改めて手続を取らなければならない。

## 第10章 教育課程

(教育課程の編成方針)

**第36条** 本学は、学部及び学科の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設し、体系的に教育課程を編成する。

2 各学部は、学生に対して教育課程の編成及び授業の方法及び内容並びに1年間の授業の計画をあらかじめ明示する。

3 各学部の教育課程、履修方法及び進級要件は、各学部規程に定める。

(成績評価基準等の明示)

**第44条** 各学部は、学修の成果に係る評価及び卒業の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準に従って適切に成績評価を行う。

(成績評価)

**第45条** 授業科目の成績評価は、次のとおりとする。

指標	合格				不合格
	S	A	B	C	
評価	S	A	B	C	D
素点	100-90	89-80	79-70	69-60	59-0
GP	4.0	3.0	2.0	1.0	0.0

- 2 合格した授業科目については、所定の単位を修得したものと認める。
- 3 不合格の授業科目については、再試験を行うことができる。ただし、再試験の評価は「C」とする。

## 第11章 卒業及び学士の学位授与

### (卒業の認定)

**第46条** 学長は、第17条に定める修業年限以上在学し、各学部規程に定める基準に合格した者について、教授会の審議を経て卒業資格の認定を行う。この認定を得た者を卒業とし、卒業証書・学位記を授与する。

### (学位の授与)

**第47条** 卒業した者に対して学士の学位を授与する。

- 2 学位については、別に定める。

## 第12章 授業料及びその他の納入金

### (授業料等)

**第48条** 学生は、授業料、施設設備費、教育充実費及び実験実習費（以下、授業料及びその他の納入金という。）を次の期日までに納入するものとする。ただし、前期の期日までに年額を納入することもできる。

前期 4月30日までに年額の2分の1以上

後期 10月31日までに残額

- 2 授業料及びその他の納入金の年額は別表1-2に定める。

### (休学又は留学中の授業料等)

**第49条** 休学中の者は、入学から1年間を除き、休学期間中は、授業料及びその他の納入金に代えて在籍料を納めるものとする。

- 2 留学中の者は、留学期間中は、別に定めるところにより、授業料及びその他の納入金に代えて在籍料を納めるものとすることができる。
- 3 在籍料については別に定める。

### (転学、退学又は除籍者の授業料等)

**第50条** 転学、退学又は除籍の場合であっても、その学期に属する分の授業料及びその他の納入金は、納付しなければならない。ただし、学生が第48条第1項に規定する納期までに退学を願い出た場合は、その学期に属する分の授業料及びその他の納入金のうち退学当月の翌月以降の分を月割により免除する。

### (停学者の授業料等)

**第51条** 停学を命ぜられた場合であっても、その期間中の授業料及びその他の納入金は、納付しなければならない。

### (授業料等未納者の試験の受験等)

**第52条** 授業料及びその他の納入金を未納の者は、試験の受験及び証明書の請求ができない。

### (納付した授業料等)

**第53条** 既納の授業料及びその他の納入金は、返還しない。ただし、第22条に規定する入学手続きに係る取扱いはこの限りではない。

## 第16章 附属施設

**第62条** 医学部に附属病院を置き、附属病院については別に定める。

- 2 スポーツ健康科学部に体育館を置き、体育館については別に定める。
- 3 薬学部に薬用植物園を置き、薬用植物園については別に定める。
- 4 本学に学術メディアセンター並びに教育研究に必要な機構、研究所及びセンターを置き、学術メディアセンター、機構、研究所及びセンターについては別に定める。

第17章 厚生保健

第63条 厚生保健については、別に定める。

第18章 賞罰

(表彰)

第64条 学生で、他の範とするに足る者があるときは、これを表彰することができる。

(懲戒)

第65条 学生で、学生の本分にもとり、この学則その他学生に関する諸規則に反し、または本学の秩序を乱し、あるいは本学の名誉を傷つける言動ある者は、学長がこれを懲戒に処する。

- 2 懲戒は、これを分けて譴責、停学及び退学の3種とする。
- 3 停学期間は、在学年限に算入し、修業年限に算入しない。ただし、停学期間が3ヶ月以内の場合には修業年限に算入することができる。
- 4 その他懲戒に関し必要な事項は別に定める。

別表 1-1 入学金 (薬学部のみ抜粋記載)

学部	入学金
薬学部	30万円

別表 1-2 授業料及びその他の納入金 (年額) (薬学部のみ抜粋記載)

学部	項目	1年次	2年次以降
薬学部	授業料	140万円	140万円
	施設設備費	30万円	30万円
	実験実習費	30万円	30万円

## 9.2. 順天堂大学薬学部規程

制定：令和7年4月1日

## (趣旨)

**第1条** この規程は、順天堂大学学則（以下「学則」という。）に定めるもののほか、薬学部（以下「本学部」という。）の教育課程、履修方法等に関し、必要な事項を定める。

## (組織)

**第2条** 本学部に、次の学科を置く。

薬学科

## (教育研究上の目的)

**第3条** 薬学部は、学是「仁」の精神に基づき、薬学に係わる専門知識や技能を身に付け、医療機関や地域医療において多職種と連携して実践的な能力を発揮できる下記に示す能力や知識・技術・態度を持った人材を養成することを目的とする。

- (1) 豊かな人間性と高い責任感・倫理観を備え、不断前進の自己研鑽を行える能力
- (2) 幅広い教養とグローバルな視点を持ち、社会に適切かつ柔軟に対応できる能力
- (3) 薬学の社会的位置づけを理解し、地域医療に貢献する能力
- (4) 薬剤師、薬学研究者等の薬学専門職者としての専門知識・技能及び態度
- (5) 医療、健康・福祉に係る問題を、多職種と協働して解決を図ることができる能力

## (教育課程)

**第4条** 本学部の授業科目、配当年次、単位数、必修又は選択の別及び履修方法は、別表第9のとおりとする。（履修要項 p 5-7 の2.2.教育課程参照）

## (授業科目の履修)

**第5条** 学生は、別表第9に定めるところに従い、所定の授業科目を履修し、単位を修得しなければならない。

- 2 学生は、指定された期間内に、履修登録を行うものとする。
- 3 学生は、自らが属する年次に配当された授業科目に加え、下級年次に配当された授業科目も履修することができる。
- 4 本学部は、学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、卒業の要件として学生が修得すべき単位数について、学生が1年間に履修科目として登録することができる単位数の上限を別に定める。ただし、所定の単位を優れた成績をもって修得した学生については、上限を超えて履修科目の登録を認めることができるものとする。
- 5 授業科目の履修に関する細目は、別に定める。

## (試験)

**第6条** 各授業科目の成績は、試験によって評価する。ただし、授業科目によっては、試験以外の適切な方法により評価を行うことがある。

- 2 試験は、次の3種類とし、授業科目ごとに行う。
  - (1) 定期試験は、学期末又は学年末に行う。
  - (2) 追試験は、やむを得ない事由のために定期試験を受けることができなかった者のために行う。
  - (3) 再試験は、定期試験又は追試験に不合格となった者に対して行うことがある。
- 3 定期試験若しくは追試験又は再試験を受けなかった場合は、その事由にかかわらず当該授業科目を不合格とする。
- 4 試験の時期及び方法は、教授会で定める。
- 5 試験に関する細目は、別に定める。

## (受験資格)

**第7条** 学生は、履修登録した授業科目について、所定の授業時間数の3分の2以上に出席した場合に限り、試験を受けることができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、受験資格を失う。
  - (1) 試験時において休学又は停学中の者

- (2) 必要な手続きを経ず、所定の授業料及びその他の納入金が未納の者
- (3) 学生証を所持していない者
- (4) 次条第1項から第3項に定める不正行為を行った者

(不正行為)

**第8条** 試験において不正行為が認められた場合、学生は直ちに受験を中止させられ、当該試験期間中に試験を実施した全ての履修科目の成績評価を不合格とする。

- 2 課題、論文等において不正行為が認められた場合、当該授業科目の成績評価を不合格とする。
- 3 授業の出席において代返等の不正行為が認められた場合、教授会で審議の上、当該授業科目の成績評価を不合格とする。
- 4 不正行為を行った学生は、学則に基づく懲戒処分の対象となる。

(成績評価)

**第9条** 各授業科目の成績評価は、学期ごとに行う。

- 2 成績評価の評点及び評語については、学則第45条に従う。
- 3 成績評価は、所定の授業時間数の3分の2以上の出席が認められた授業科目に限り、試験又はこれに代わる方法により行う。
- 4 各授業科目の成績評価の方法及び基準等については、授業計画書（シラバス）に明記し、公表するものとする。

(再履修)

**第10条** 学生は、不合格となった授業科目については、次の学期又は学年に再履修することができる。

(単位の付与)

**第11条** 合格した授業科目については、所定の単位を与える。

- 2 合格した授業科目については、これを取り消すこと又は再履修することはできない。

(進級要件)

**第12条** 学生は、別に定める進級要件を満たしていなければ、次の年次に進級することができない。

(卒業要件)

**第13条** 学生は、本学部を卒業し、学士（薬学）の学位を取得するためには、6年以上在学し、別表第9に定める履修方法に従い、193単位以上を修得しなければならない。

(雑則)

**第14条** この規程に定めるもののほか、本学部の教育課程、履修方法等に関し必要な事項については、教授会の議を経て、学部長が別に定める。

(改廃)

**第15条** この規程の改廃は、教授会の議を経て、理事会の承認を得て、学部長が行う。

附 則

- 1 この規程は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この規程は、令和7年度入学者から適用し、令和6年度以前の入学者については、なお従前の例による。

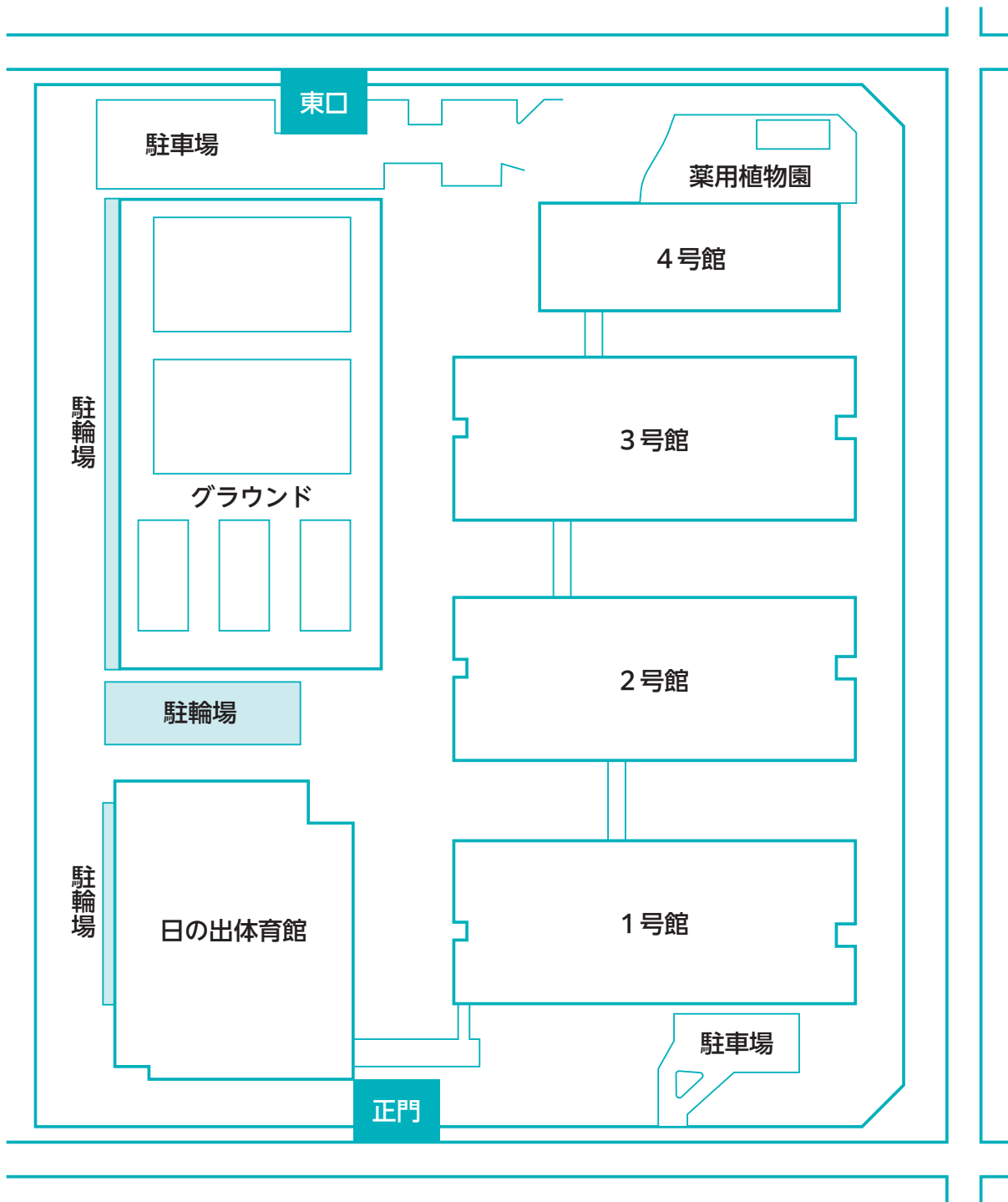


# 10

## 順天堂大学浦安日の出キャンパス

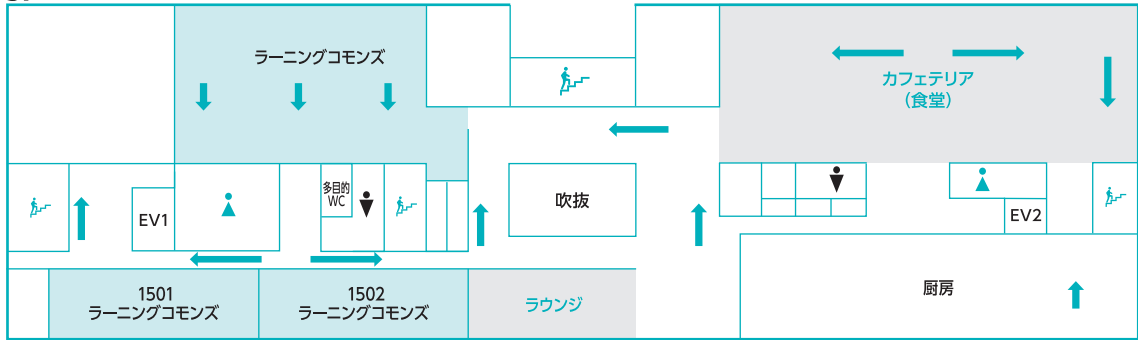
- 10.1. キャンパスマップ
- 10.2. 施設図

キャンパスマップ

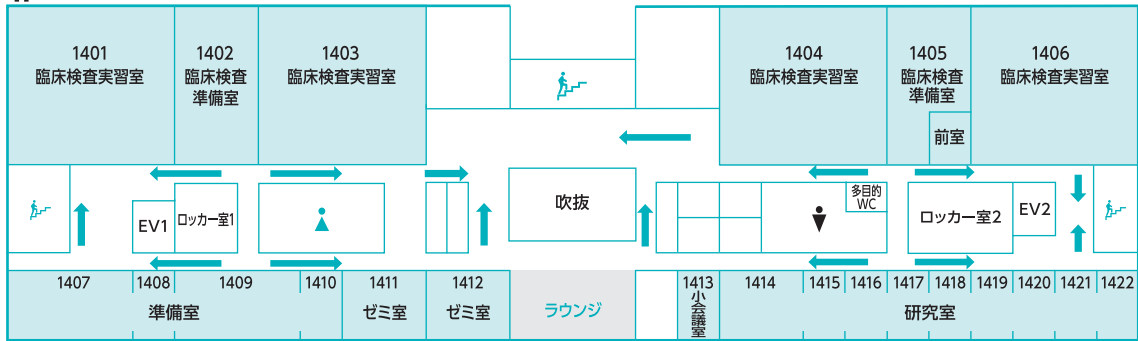


浦安・日の出キャンパス1号館

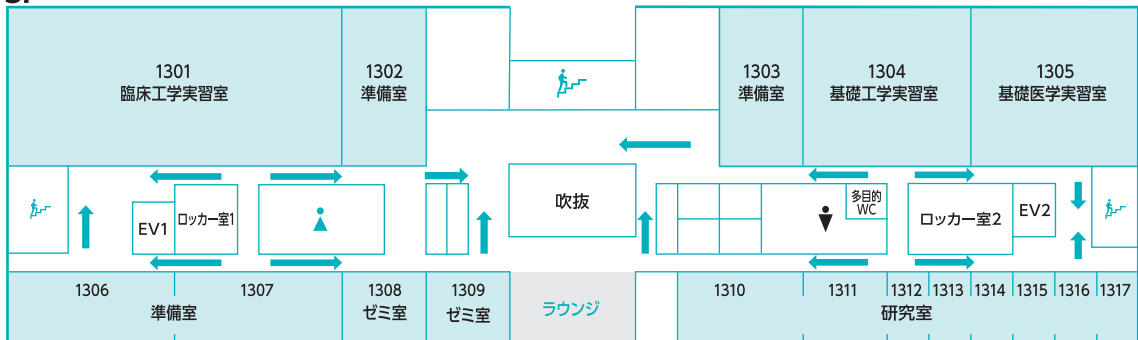
5F



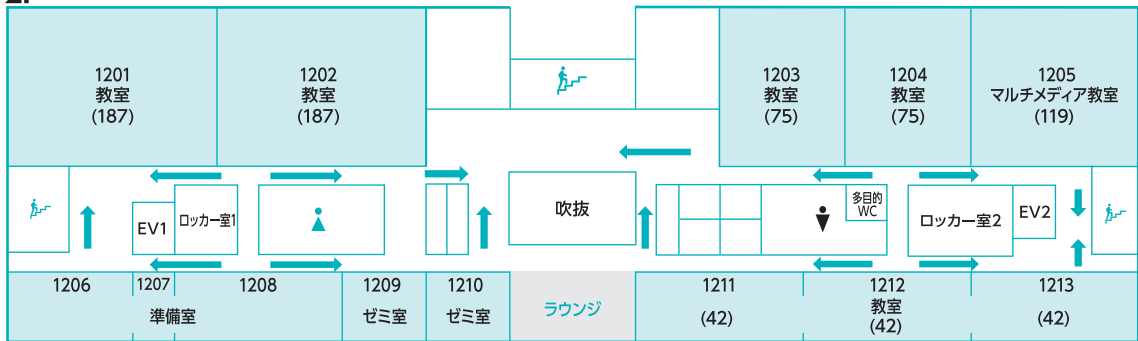
4F



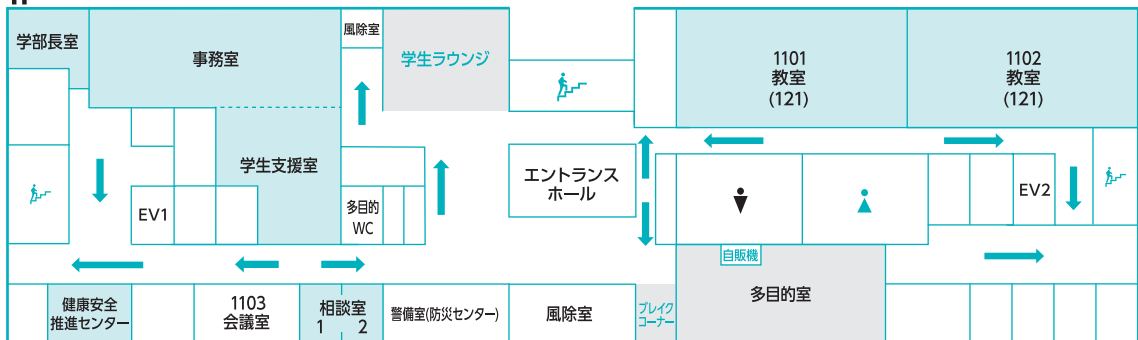
3F



2F



1F

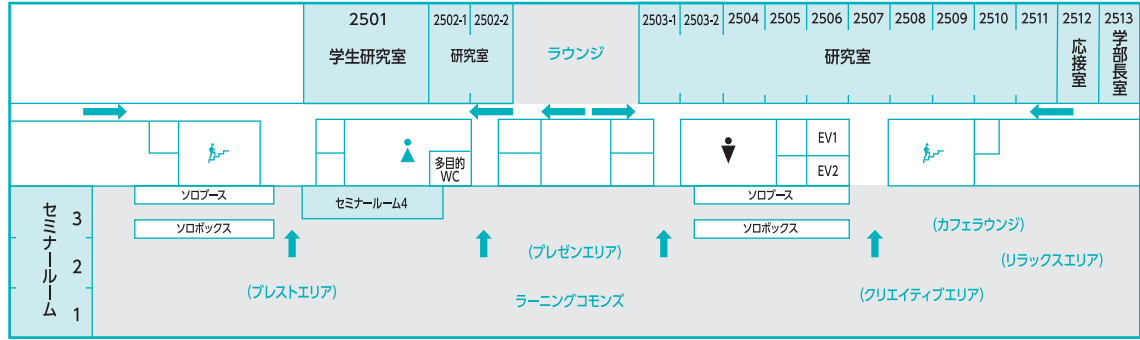


← 避難方向

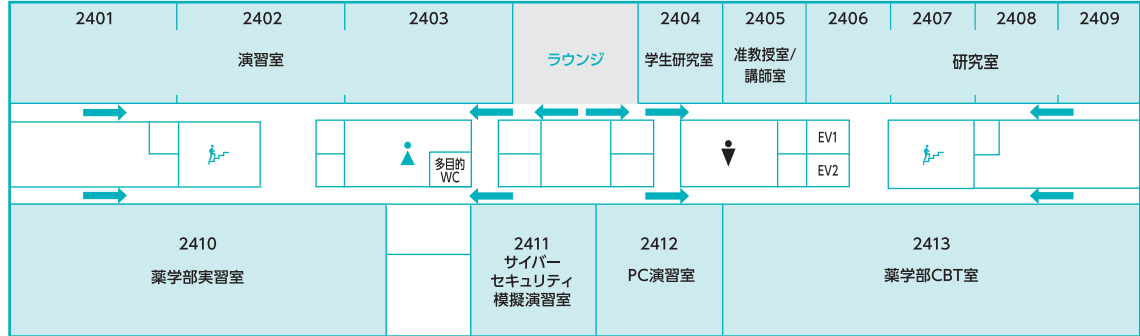
♂ 男子トイレ ♀ 女子トイレ

浦安・日の出キャンパス2号館

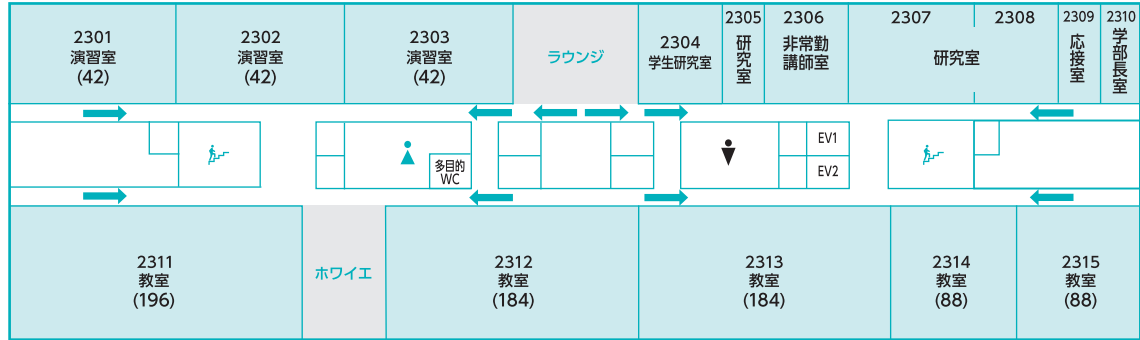
5F



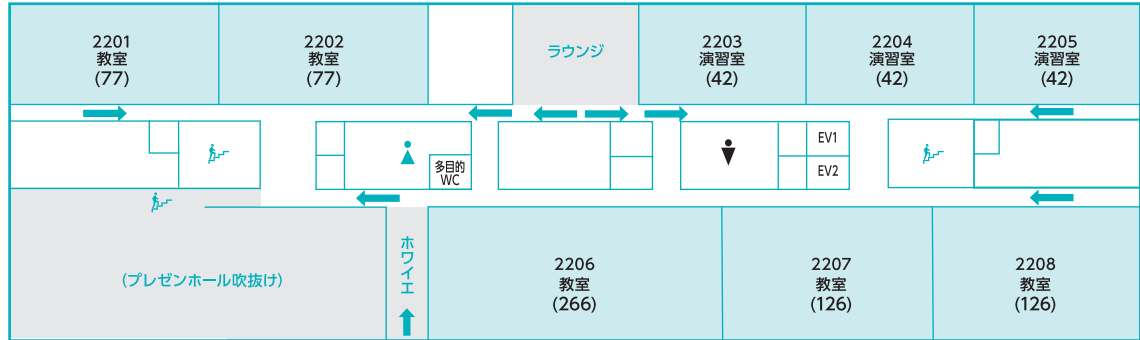
4F



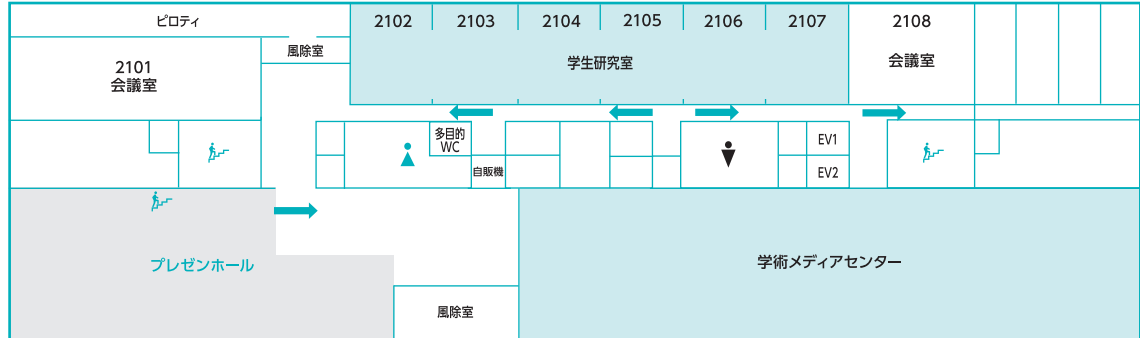
3F



2F



1F

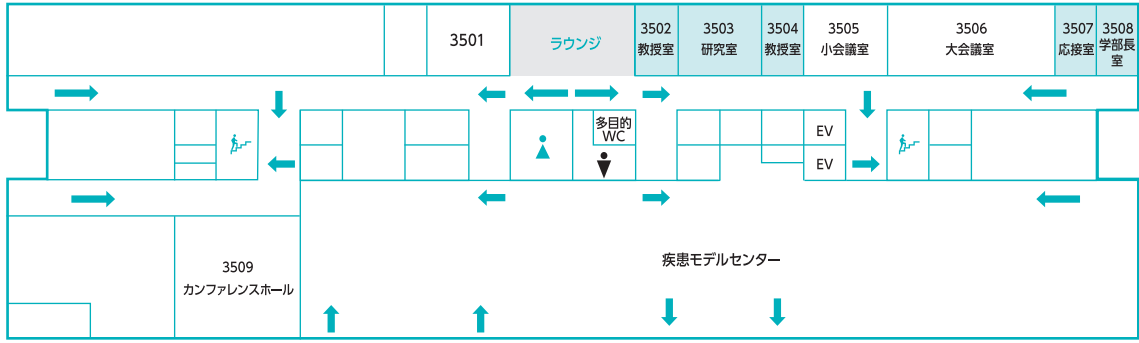


← 避難方向

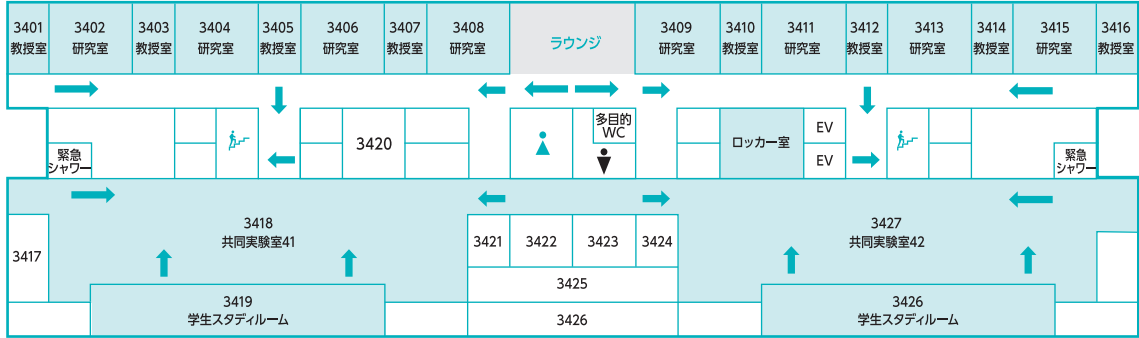
♂ 男子トイレ ♀ 女子トイレ

浦安・日の出キャンパス3号館

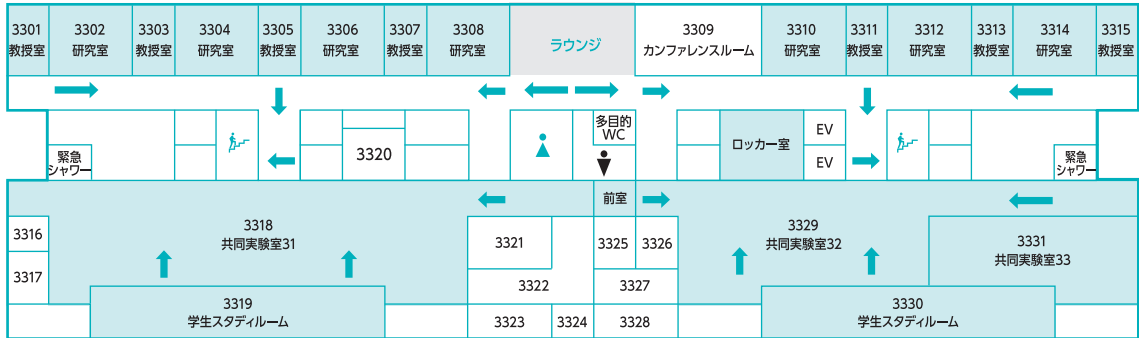
5F



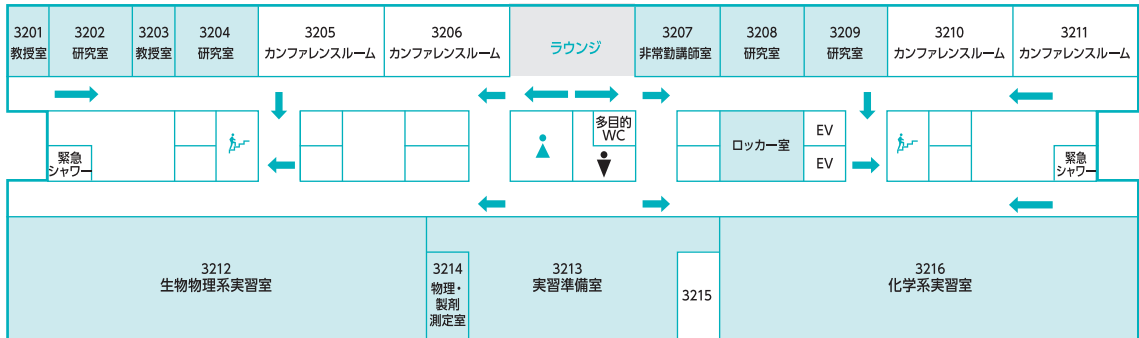
4F



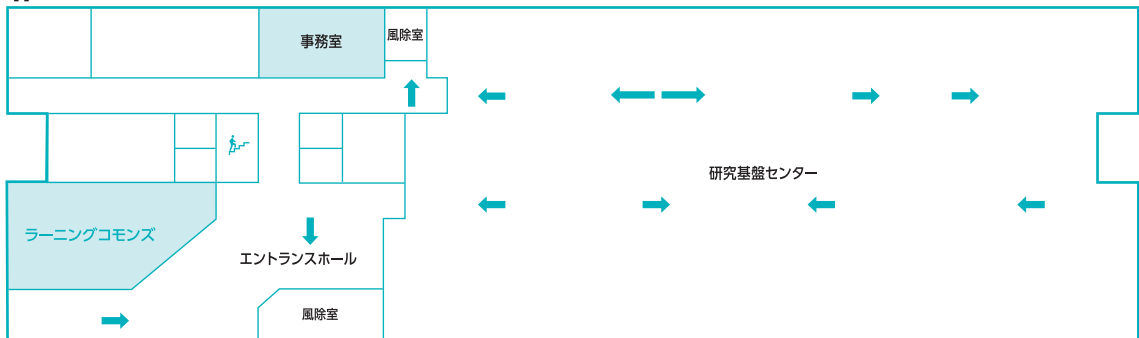
3F



2F



1F

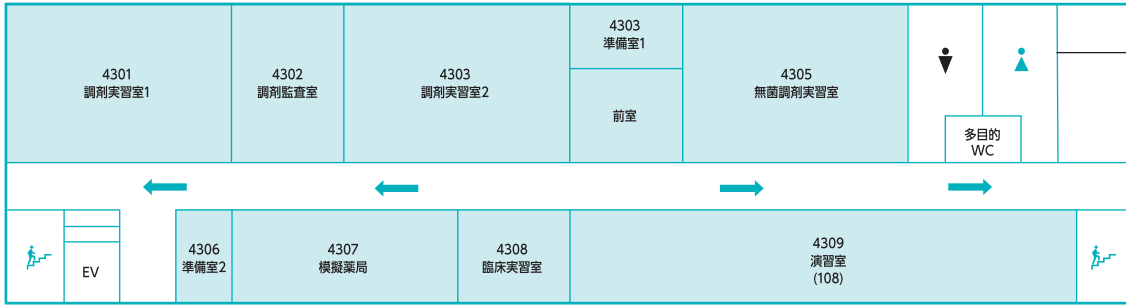


← 避難方向

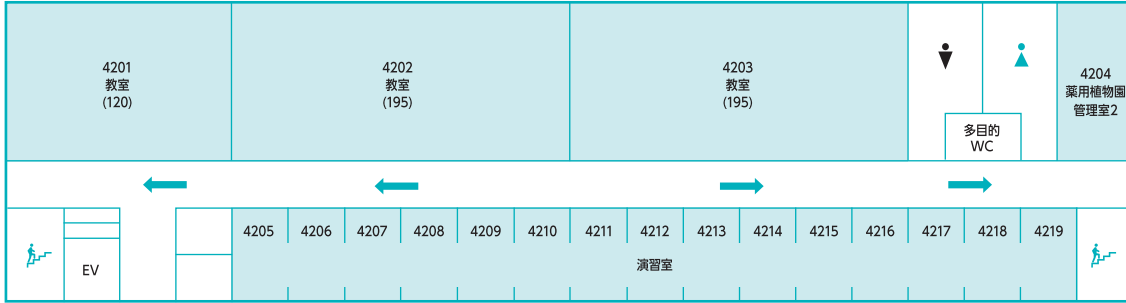
♂男子トイレ ♀女子トイレ

浦安・日の出キャンパス4号館

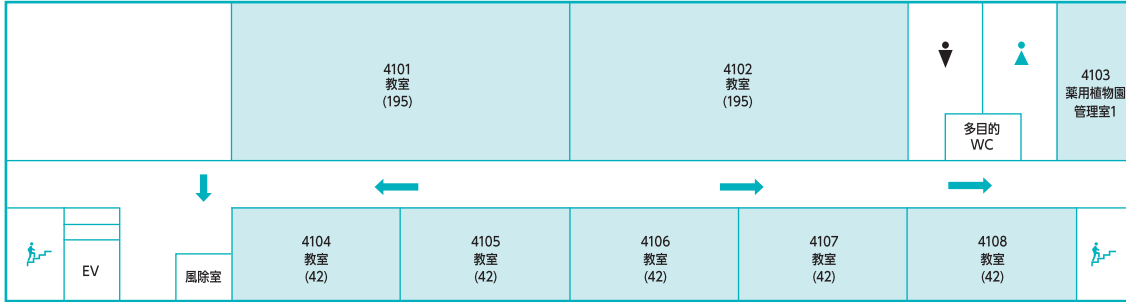
3F



2F



1F



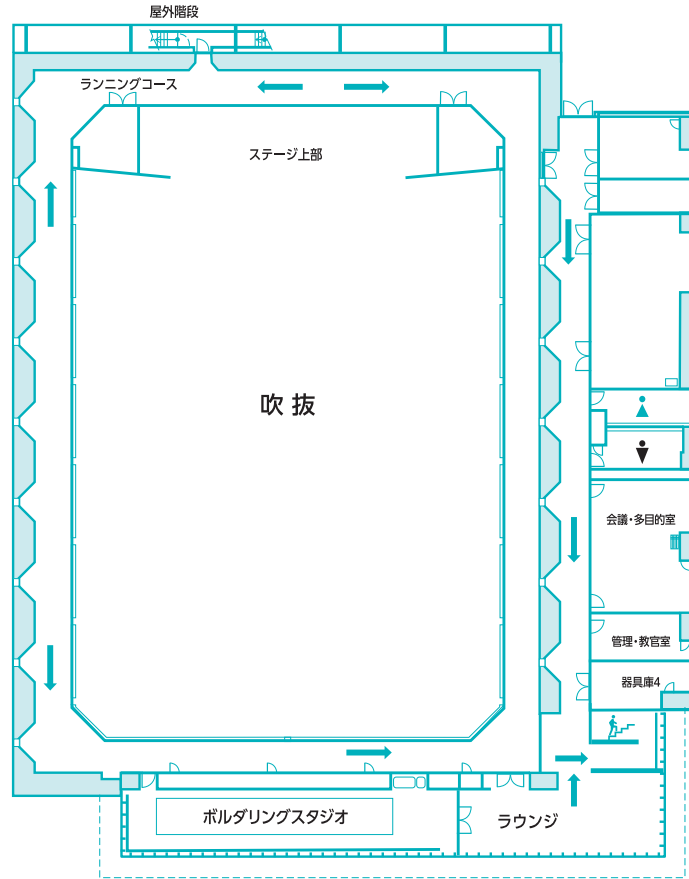
← 避難方向

▼ 男子トイレ ▲ 女子トイレ

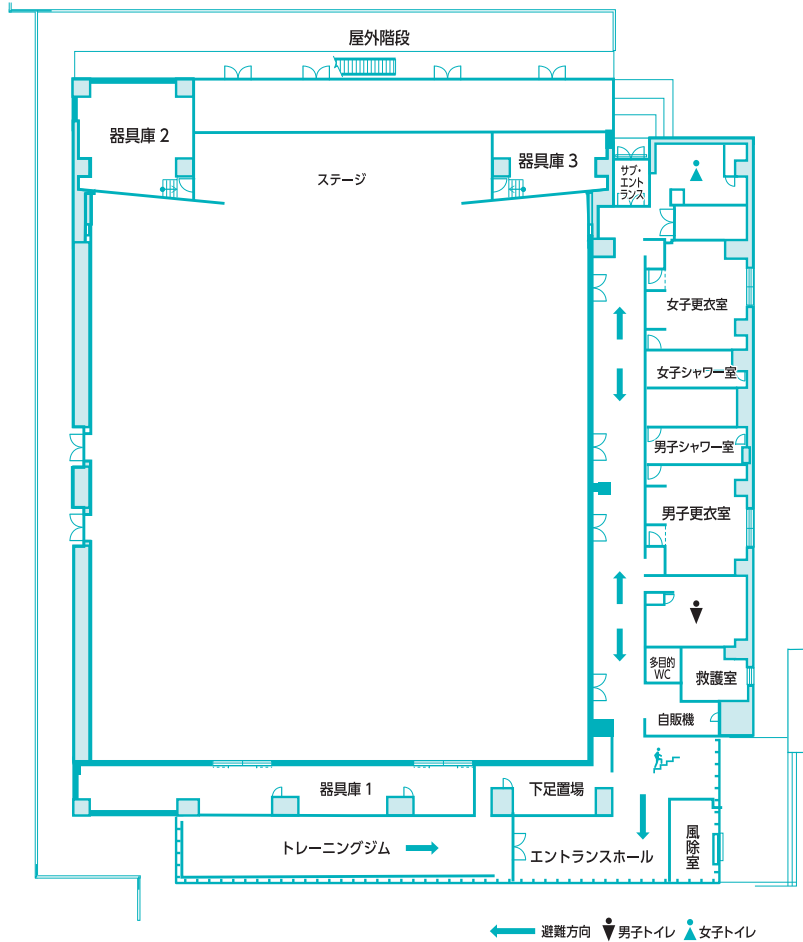
10. 順天堂大学浦安日の出キャンパス

浦安・日の出キャンパス体育館

2F



1F



---

薬学部

履修要項 2026年度版

発行日 2026年4月

順天堂大学 浦安・日の出キャンパス

---



順天堂大学